

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月20日の日と同様ですので、御了承ください。

高畑雅一君から、所用により遅刻の届け出がありました。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月21日に、午前9時から第1常任委員会を開催し、議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定について、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、鈴木多津枝君、中澤智義君、長塚誠君、中澤莊也君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

それでは開始します。

10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、おはようございます。トップバッターの鈴木多津枝です。通告に基づきまして一般質問を行います。

1点目は、観光・茶業の再生を目指す、6次産業化の推進や循環型有機農業との連携など、当町の現状と見通しについて伺います。

当町の基幹産業である観光と茶業が低迷を続けて久しく、再生は行政や議会の大きな課題

となっています。そのためには、多品種農作物の生産や加工・販売など、農業の6次産業化の推進や観光との連携、循環型農業の取り組みなど、消費者が求める安全で特色ある生産形態の構築による魅力あるまちづくりが必要だと考えます。このようなことは関係者には釈迦に説法というものでしょうが、取り組みの現状・支援、今後の計画などを伺います。

2点目は、高齢化率42%を超え、県内で一番高齢化が進む当町で特養待機者が増え続けています。先日の報告では、あかいしの郷で待機者が120人にも達しているとのことですが、入所待機者の現状と今後の見通し、町の対策・計画などについてお聞きいたします。

さらに、国の介護保険制度の見直しで、サービス削減や保険料・利用料の値上げなど、利用したくても利用できないとの深刻な声が全国的に広がっていることが報道されています。当町の状況はどうか伺います。

あわせて、介護サービスの利用が増えれば保険料値上げにつながり、必要な介護体制の構築にブレーキがかかったり、必要なサービスを我慢したり、所得が低い人ほどサービスを利用できないといった状況も進んでいると聞きます。当町の状況や町長の認識、今後の対策など伺います。

最後の3点目の質問です。

浜岡原発の再稼働に反対し、原発に頼らないエネルギー政策の推進について伺います。

前首相の要請で停止させた浜岡原発を、中電は非常電源の強化や海拔18mの防潮堤建設など津波対策が終われば再稼働させる方針ですが、想定される3連動の巨大地震など、自然の力に対して安全が保障されるわけではなく、再び、想定外などとの言いわけは許されないものだと考えます。

町長は、さきの静岡新聞の首長へのアンケートに、安全が確認されて地域も認めるなら再稼働もあり得ると答えておられると聞いていますが、町長自身は再稼働への危惧は感じておられないのでしょうか。あるいは、安全の確認・保障ができると考えるのでしょうか。

福島原発周辺では、いまだに放射能濃度が高く、1年3カ月以上たった今も自宅へ帰ることもできず、10年後、20年後でも帰れる見通しも立たない状況が続いています。被災地の現状を見ると、原発事故は二度と再び絶対に繰り返してはならないことであり、住民の安全・安心を守る自治体の長としては、再稼働反対の意思表示をすることが周辺自治体を勇気づけることにもなると思うのですが、町長のお考えを伺います。

また、脱原発機運の高まりと合わせて、小水力発電や間伐材などを使ったバイオマス発電など再生可能な自然エネルギーの開発を目指す取り組みが急速に進んでいます。その意味では、森林や大井川流域の沢など自然に恵まれている当町の可能性は大きく、教育的意義も大きく、地場産業の活性化にもプラスになると思われます。行政自体として、民間への支援、環境整備、情報提供など積極的な取り組みが期待されますが、今後の取り組み計画などありましたらお聞きします。

教育的意義ということでは、これまで、小・中学校では、原発は環境に優しいクリーンエ

エネルギーだと子供たちに教えてきたわけですが、今後はどのような姿勢で教育に取り込まれる考えか。自然エネルギーの活用を教育内容に積極的に取り入れるべきだと思いますが、教育長にお考えを伺います。

以上、大きく3点について答弁を求めて一般質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） おはようございます。

鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、観光・茶業の再生を目指す、6次産業化等についての御質問でございます。

近年の荒茶価格低迷に伴う農家収入の減少により、現在頑張っている茶農家や共同工場でさえも、お茶を続けていく意欲をなくしてしまう危険性が強まっております。また、現状を何とかしたいと思っても、どうしたらいいか混沌としている農家・共同が多く、それを指導・支援していく役目は町・JA等の組織が担っていく必要があると考えております。

茶生産には、自工場での製造、生葉売り、1茶のみの生産等各種の形態がありますが、農家・共同の現在の形態を各方面から再検討し、生葉売りへの転換や1茶のみの生産への転換などを指導していくことで、今までよりも収益が残る方向へと導く支援を行っていく必要があると考えております。

また、高齢等による労力不足の解消と品質向上のための共同摘採化の推進や、茶収益減少を補完するための農作物導入への誘導を図ることも重要となってまいります。

そのほか、町で資金を投入する法人の立ち上げなどにより、摘採班・生産班等を組織し、町内の若者・女性・シルバー世代を登用することで雇用の創出を図るとともに、高齢等で農作業が困難な世帯を支援していき、これ以上の耕作放棄地を出さないようにしていかなければならないと考えております。

次に、多品種農作物及び6次産業化についてであります。現在、農事組合法人川根美味しいたけを中心として、菌床によるしいたけ及びねぎ栽培を行っており、茶との複合作物として新たな地位を築こうとしております。茶以外の農作物については、こんにゃく、にんにく、山菜、さかき、ぶどう、桑等が考えられますが、作業が茶と同時期にならない作物、また、販売先が確保できる作物を模索していきたいと考えております。

現在、柚子生産団体が柚子の特産化に向けて、柚子みそ、柚子酢、柚子ジュース等の商品開発を行っております。また、町では、売れるものづくり事業を活用した茶商と共同工場のコラボレーションによる白葉茶の商品化に向けた支援も行っております。今後、6次化を進めていくには、加工所の建設や、それにより生産された作物や加工品を市場へ運搬する組織づくりに対しても支援をしていかなければならないと考えております。

次に、農業と観光との連携についてですが、昨年行った川根時間のような体験型グリーンツーリズム事業を利用し、全国品評会出品者・茶農家・茶商との呈茶や自園自製自販を行っている農家での川根茶縁喫茶等、消費者との直接的なふれあいを大切にしていき、農業と観

光の結びつきをさらに促進していきたいと思っております。

また、現在、町が事務局を務める川根本町エコツーリズムネットワークで、稲作体験、ブルーベリー摘みとジャムづくり、梅干しづくり、こんにやくづくり、みそづくりなど、農業体験を観光と結びつける事業を計画し行っているところでもあります。個人でも観光農園を行っていかうとしている農家もありますので、観光課、観光協会を通じて、これらの情報を様々な機会に発信していくことが重要であると考えております。

次に、循環型農業による安全で特色ある生産形態の構築についてであります。循環型農業の一つには、農業や家庭で出た廃物を堆肥にして次の生産に再利用することが挙げられておりますが、耕種的防除や天敵を利用しながら防除回数を減らしていくことや、化学肥料に頼るだけでなく、茶樹の枝葉や山草等の有機物を併用することにより、環境保全につなげることも循環型観光農業の一つであります。

現在、当町には志太榛原農林事務所管内の約22.4%に当たる70人のエコファーマーが認定されております。減農薬の推進や年間窒素量の減量により、環境や製品への影響改善が図られつつありますが、引き続き、天敵を殺虫してしまう薬剤の使用を控えたり、土壌保全のため有機物の茶園への還元を推進しようとしている農業関係団体に対し継続的な支援を図り、消費者に好まれる、より安全・安心な茶産地を確立していきたいと考えております。

次に、特養待機者増への対策はという御質問でございます。

入所待機者の現状と今後の見通し、町の対策・計画を問うという御質問ですが、県による平成24年1月現在の県内所在の特別養護老人ホームでの住所市町ごとの入所申込み高齢者数の報告によりますと、川根本町で県内の特養へ入所申込みをしている高齢者数の延べ人数は125人、実人数は77人、そのうち、本人及び家族の状況などにより入所の必要性が高いと思われる方が20人となっております。

町の対策・計画については、第5期介護保険事業計画を策定するに当たりアンケート調査を行いました。その調査から、介護が必要となった場合には、「なるべく家族のみで自宅で介護してほしい」、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護してほしい」という在宅介護希望が全体の64.6%と高くなっています。

この結果を踏まえ、第5期介護保険事業計画では、特別養護老人ホーム等新規施設の計画は立てませんでした。在宅でサービスを受けられる、また、重度化にならないよう介護予防支援を重点的に行っていきたいと考えております。

次に、介護保険制度の見直しで、サービス削減や保険料・利用料値上げに、利用したくても利用できないとの深刻な声が全国的に広がっている。当町の状況はどうかという御質問であります。

当町におきましては、今回の介護保険制度改正による、サービスが利用できなくなったという事象の報告等は受けておりません。

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度で、自立

支援、尊厳保持をその基本理念として、自身がなれ親しんだ地域、また、自宅において自分らしく生活できるよう支援するものです。介護保険のサービス利用に当たっては、介護支援専門員が利用者本人の希望を踏まえ、自立支援の観点よりサービス計画作成や介護サービス利用のための連絡調整を行います。

先ほども申しあげましたとおり、介護保険は社会全体で支え合う仕組みですので、制度に沿って、負担していただく保険料や利用料は負担をいただき、提供するサービスは自立支援を目的として、その基本理念を守り、適正なサービス利用及び提供が行われるよう、町としても取り組んでまいります。

また、サービスの利用の負担軽減につきましては、軽減制度等の周知を行い、利用者の負担軽減についても努めてまいります。

次に、サービス利用が増えれば保険料が上がり、所得が低い人ほど使えなくなる。今後の対策はという御質問ですが、当町は高齢化率も42%を超え、県内で最も高い高齢化率となっておりますが、現在は元気な高齢者が多い状態にあります。これまでも町としましては、介護予防事業の推進を進め、できる限り介護が必要にならないようにする、もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにすることを御本人に目標として持っていただき、自身がなれ親しんだ地域において自分らしく生活できるよう取り組んでまいりました。

今後、団塊の世代の方々が65歳以上になるわけですが、より多くの方々に介護予防事業に参加いただけるような取り組み、介護予防を進め、あわせて介護給付費の増加が進まないよう努めていく考えであります。

また、介護サービス利用者の負担軽減につきましては、介護保険負担制度額認定など介護保険サービスの利用者負担減免制度について、町内居宅介護支援事業所に制度の周知を行い、対象となるサービス利用者には各制度申請の喚起通知を送付するなど、利用者負担減免制度の活用も推進していきます。

加えて、介護給付費適正化についても取り組み、介護サービス利用者に対する適切なサービスの確保に努めてまいります。具体的には、不適切な給付を削減するよう、介護サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化や介護保険サービスの受給者に対する介護保険制度内容等の周知、また、受給者が受給内容を確認するための介護給付費通知の送付などを行い、介護給付の適正化に努めてまいります。

次に、3番目、浜岡原発の再稼働に対してでございます。

私は、これまで新聞等の浜岡原発の再稼働に対するアンケートに対しては、科学的な根拠に基づく安全対策が十分になされた上で、地元及び近隣住民の方の同意が得られるのであれば再稼働を認めるべきではないかという回答をしてまいりました。これは、原発の再稼働には地元の同意が不可欠であることはもちろん、地元の意見を尊重したいという考えからであります。

地元4市、御前崎、牧之原、掛川、菊川のうち、牧之原市が浜岡原発の永久停止を訴えて

おり、また、半径30kmの5市2町、磐田、袋井、島田、藤枝、焼津、森、吉田では、吉田町長が基本的に廃炉、焼津市長は永久停止との発言をしております。また、川勝知事は、使用済み燃料の処理問題に対する解決策が見つかるまでは運転再開を認めるつもりはないとの発言をしております。

本町でも、役場本庁舎が浜岡原子力発電所から約47kmと半径50km圏に含まれます。したがって、浜岡原子力発電所に一たび事故が発生すれば、当然私たちにも少なからず影響があります。そのため、浜岡原子力発電所の再稼働については、慎重に対応すべき問題であると考えております。このようなことから、安全対策とともに住民の意見を尊重すべきだと考えております。

また、本問題につきましては、機会のあるごとに関係する市長や町長などの皆さんと情報交換をしながら、町として行うべき対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） はい、再質問を許します。10番鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初にお茶について、観光と茶業の再生……。

（何か言う者あり）

○議長（板谷 信君） ちょっと待って。

（何か言う者あり）

○町長（佐藤公敏君） すみません。次に、原発に頼らないエネルギー政策の推進をとの御質問に、今、落ちておりましたのでお答えいたします。

東日本大震災を契機に、当町においても従来の地球温暖化対策だけでなく、実用性の高い再生エネルギーの普及促進を図っていく必要があり、町でも環境負荷の少ないエネルギーの利用、資源有効利用、地球温暖化防止の推進を目的に、川根本町クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金や森林のエネルギー導入促進事業費補助金など、家庭用システムの導入促進を主眼に補助金制度を創設し、普及を図っていきたいところであります。

また、平成16年度から19年にかけて、木材の有効利用に主眼を置いた木質ペレットの生産を検討した経緯がございます。その際には製造販売コストや原材料の調達において課題が多いことが判明して断念をいたしているところではありますが、その後、さらに国内外の環境意識の高まり、地球温暖化対策が必要視されてきているということも事実であります。

議員御指摘の小水力発電や間伐材を使ったバイオマス発電など地域特性を生かした資源エネルギーの導入推進に力を入れていく必要があると考えておりますが、安定した水量や資源確保、コストなどの課題が多いことから、現状では困難と考えておりますが、今後、調査研究していく必要も考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、教育長の答弁も求めている。

教育長。

○教育長（杉山広充君） それでは、鈴木議員の質問についてお答えいたします。

原発に頼らないエネルギー政策についての質問だと思いますが、私は、先ほど町長からもお話がありましたが、この地域に合致したものを進めていくと、このことが肝要であると考えています。しかし、その実施については、多面的に検討し、慎重に着実に推進すること、それを第1番目にすることだと考えております。

次に、今後の教育、どのような姿勢でいくのかという質問だったと思いますけれども、今、小学校では、特に4年生の社会科におきまして、電気のねらいはですね、電気の確保は、私たちの生活の維持向上、産業の推進、そのことに役立っている、そのことが目当てでした。その電気の一つが原発によるエネルギーということを押さえて指導をしてきました。

中学校では、特に3年生の社会科、公民的分野の学習においてなされてきております。資源開発の必要性から原発の電力ということで指導してきております。また、理科学習においては、第1分野、科学技術と人間、その中で、人間は火力、水力、原子力などのエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であるということ認識させる、それがねらいでした。

以上、今までの指導を考えながら申し上げますと、今後の教育においては、これらのことを踏まえるとともに、新エネルギーは、自然環境、そして人的環境にも優しい安全なものではないかなと考えております。そのことに配慮して指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 一番最初の観光・茶業の再生を目指すというところから再質問をさせていただきたいと思います。

現状の説明は、かなり詳しく先ほど答えていただいたんですけども、そこに町がどのような支援をしているのかという、支援の内容について余り述べられなかったのではないかなと思います。

お茶が非常に深刻な状況で、続ける意欲をなくしてしまうような現状が続いているのではないかなという町長の認識が述べられましたけれども、本当に1年かけて手がけた一番茶の荒茶が、毎年このごろそうなんですけれども、今年も農協で最終葉になると1kgが1,500円を切ったというふうなことも聞きました。茶農家の方々の来年度に向けての再生産の気持ち、能力、力が失われるのではないかと心配されます。

6次産業というのは、生産農家を第1次産業として、第2次産業の加工、それから第3次産業の流通・販売・サービスと、一体として取り組む経営形態というふうに聞いていますけれども、当町に、いろいろな形で取り組んでおられますけれども、まだなかなか観光との連携というところでは結びつきが少ないのではないかなと。それぞれ製品を加工して、余り、四季の里あたりで少し製品は見られますけれども、住民の方の産業、雇用の確保とか観光に

入り込んできた人たちにその場で食べてもらう、そういうレストラン形式とか、そういうことの取り組みはまだ少ないというふうに感じています。

これからそういうことへの支援をどのように考えるのか。もし、それがうまく回っていけば本当に大きな効果が出てくると思うんです。町が元気を出すという効果が出てくると思います。思い切った支援が必要だと思えますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 当町においての今年が一番茶生産でございますが、生葉収量で前年比96%であり、荒茶平均単価は99%でありました。

議員御指摘のとおり、川根共販荒茶取り扱いにおいて、最後は平均単価が1 kg1,500円を切ったと聞いております。これは、茶商に在庫の圧迫感がないものの、消費が低調なことなどから下げの早い相場展開となり、荒茶単価販売額に影響したことが要因とされております。

このような中、新たな取り組みへの手だてとしての6次産業化の推進をという御指摘でございますが、さきにも述べましたように、農事組合法人川根美味しいたけを中心として、菌床しいたけ及びねぎ栽培に取り組み、直接外食産業へ卸すなど、茶との複合経営を模索する新たな6次化に取り組んでくれております。

また、町では売れるものづくり事業を創設し6次化などの推進を行っており、町商工会による新たな観光商品として、特産川根茶を使ったフレーバーティーやスイーツの商品開発、また、柚子生産団体の柚子特産化に向けての商品開発、茶商と茶協同組合が新商品白葉茶の商品化に向けての取り組みなどをこの事業で支援しております。

今後、6次化を進めていくには、加工施設、生産基盤施設や流通体系の整備などが必要であり、これらに対する支援も行っていかなければならないと考えておりますが、農業者の意識は農産物生産が中心で、6次産業化への意識はまだ低く、農商工業者の地域資源、技術に関する情報の共有化が少ない現状から、関係機関をはじめとした支援組織の設立、ネットワーク化、農業者の意識の高揚など、農協営農指導員、県農林事務所などの指導機関や茶商工組合、商工会、観光協会など関係機関とも連携しながら6次化に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 農家レストランとかいうものができるといいなと私は思うんですけども、なかなかこの町でおいしいしいたけができたり、柚子とかいろいろなお茶以外のものもできていますし、お茶を使ったいろいろなスイーツもつくられたりしていますけれども、それを見えた観光客に定期的に食べさせるということがまだ定着していない。そういう状況では、例えばウッドハウスで何とか御膳、川根御膳とかお茶御膳とか、何かそういうふうな、ここでしか食べられない川根本町のおいしい味というのをお客さんに提供できる、あるいはもりのくになどでやってもらう、そういうことも取り組むというか、働きかけが必要ではないかと思うんですけども、それはどうでしょうか。



○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 観光客の楽しみというのは食が第1だというふうに思っております。そういう意味で、地域の農産物をお客様に提供できる、そういう機会が随所にあるということが観光地として一つの大きな魅力になってくるというふうに思っております。

1軒2軒ばらばらとあるのではなくて、あるところに集中して幾つもあることによって、その特産を意識づける効果もございますので、そういう意味で、現在のところなかなかそういう展開にまで至っておりませんが、昨年行いました川根時間ですか、この川根時間というのを私、割合気に入っているのは、いわゆる高速交通で空港へおり立つ、あるいは新幹線で静岡から掛川から見える。そして、新東名を通過して、ここからいわゆる川根時間に入るというのでスローダウンしていくわけですね。ギアをシフトダウンしてスローの世界に入っていく。

いわば、これからスローですとかスマートですとかシンプルですとか、そういうものが受ける時代ともなってきますので、そういう意味で川根時間が昨年好評であったということは、そういう機会を常時提供できるような、そういう形というのがこれからこの町が生きていく上での、あるいは、この川根お茶街道を登ってきていただける一つの大きな機会になっていくのではないかなというふうに思っていますので、そういう意味で皆様方と、先ほども申し上げましたように、いろいろな、観光協会、あるいは商工会、茶商業協同組合ですとか、そういう皆様方と話をし、ぜひとも農家の皆さんの軒先にまで入ってきていただけるような、そういう展開を何とか少しずつ進めていけるようにしたいというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 大いに期待される事業だと思いますので、また注目させていただきたいと思います。

それで、県が農作物の品質保証や安全環境への配慮などの基準を設けて、エコファーマー農家への支援をしているということで、先ほど、当町にも70人のエコファーマー認定者がおられるということだったんですけれども、私は、お茶について、安全・安心のお茶づくりということでは、川根本町というのは本当に農薬かける回数も、一番茶にはもちろんかけない、新芽にはかけない、年間通しても少ないということで非常に安心・安全なんだけれども、でも無農薬茶という表示はできない。なかなかそういうことができる取り組みをしている人は少ないのではないかと思います。

お茶のエコファーマーの人がどれくらいいらっしゃるかわからないんですけれども、私は食に関する仕事を一応、議員やっていてサボっていますけれども、やっている関係上、最初からお茶が、無農薬のお茶が粉茶で手に入ればありがたいなというふうな希望がいつもありました。そういうのがあれば、安心して、大威張りで消費者に提供することが、いろいろなものに加工してできると思うんです。

例えば、インターネットで見たんですけれども、ハットリでしたっけ、牧之原市のハット

り製茶のブログというのを見たんですけれども、もう皆さん御存じかもしれないんですけれども、お茶農家さんに無農薬とか有機お茶づくりとか言うと、おまえ、この町から出ていけと言われたこともあるくらい、お茶をつくっていらっしゃる人たちは、安全ということは当たり前だというふうに思っているらっしゃるんですけども、思っているだけではだめで、消費者にアピールできるお茶をつくらなければならない。

それで、このハットリ農事法人というんですか、そこでは、県のエコファーマーに認定されているんですけれども、本当に農薬も全く無農薬のお茶をつくっている。そして肥料は化学肥料を一切使わない。自分のところで開発した米ぬかと微生物溶液である矢部菌というのをまぜ合わせた自然肥料を、エコファーマーの人は年間10 a 当たり、1反歩当たり55kg以下の肥料でなければいけないんですけども、このハットリさんは45kgで抑えている。そうやって、減肥料でも、それでもものすごくおいしいお茶をつくっているということなんですけれども、この農家の服部さんという方がなぜこういう取り組みを苦勞して始めたかという、積極的に販売店の店頭で自分自身が立って消費者の声を聞いた。そうしたら、消費者の希望は、お茶を入れたときの色がいいこと、それから、安全・安心でおいしいお茶が欲しいという声が一番強かったと。それで自分はこういう無農薬、有機肥料のおいしいお茶づくりに取り組んだというふうなことが書かれていたんですけれども。

本当に私は、今うちの町でそういうことをやっていたら、いらっしゃるのかもしれませんが、なかなか耳に入ってこないし手に入らない。そういう状況を何とか改善すべきでないかと、何か1つ突破口をつくるべきでないかと思うんですけれども、その点で、例えば農林業センターで前にも提案したんですけれども、そういう無農薬、有機肥料のお茶をつくったらこういうふうにはいいお茶ができるんだよということを実験的に取り組むなどのようなことも必要ではないかと思うんです。それで農家を励ましていく。

もちろんエコファーマーの人たちにも支援がありますけれども、町独自の支援もやっています。そして川根本町がお茶をいろいろなものに使って、消費者に無農薬、本当に安心・安全のお茶だよということをだれもがアピールできるような町にしていけたらいいなと思うんですけれども、町長どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） まず、どのような支援を行っているかという点からでございますが、エコファーマー認定者には環境保全型農業直接支払交付金という10 a 当たり8,000円の支援が受けられる制度があります。そのほかには特別販売が有利になったり収量が増えたりすることではありません。しかし、それにもかかわらず町内には現在70名のエコファーマーが認定されており、今後、さらに11名の農家が認定される予定であります。

このことからわかるように、町内の大多数の農家は、減農薬、化学肥料の低減を考慮しており、町農業経営振興会、町大型製茶協同連絡協議会を中心として認定取得に努力していることも事実であります。町としても、町内全農家がエコファーマー認定者になるくらいの意

気込みを持って、さらなる推進を図っていくつもりであります。

また、消費者に対しても、栽培の最終目標である無農薬、有機栽培に向けて取り組んでいるということを広く知っていただき、安全・安心な農産物、茶の生産地であることをアピールできるよう、町、JA、茶商等が中心となり宣伝活動も行っていかなければならないでしょうし、エコファーマー認定者には有機肥料の助成を行うなど、財政的な負担を少しでも和らげる支援も今後は行っていかなければならないと考えております。

いずれにしても消費者は安全・安心を求めているわけでありまして、食を提供する者は安全・安心に責任を持たなければいけない。そういう状況の中で、無農薬への消費者のニーズも高まっている中でありますので、今後、恐らくそういう方向へ進んでいかなければなかなか生き残っていけないのではないかなというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に前向きな答弁で、ありがたいと思います。

当町には幸い個人でも長年実績を積み重ねてこられている微生物研究所があります。ほかの市町からの信頼が厚いと非常に聞いているのですけれども、町ではこのような人たちや関心を持つ商店の方、農家、主婦の方など、生産者も含めて集めて、あるいは生ごみの堆肥化、それからバイオマス発電などの研究も支援していければいいなと思うんですけれども、こういう方たちへのグループづくり、それから支援、積極的に具体的にやる考えがないか、取り組んでいくお考えがないかお聞きします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 微生物研究所の関係のお話でございますけれども、作物栽培の最終目標である、町長が言われたように無農薬、有機栽培までのステップとして、農林事務所やJAとも連携して、微生物発酵菌を使用した発酵肥料の普及を図るための講習会や製造指導などの書類などを作成し、環境へ影響を少しでも低減させるような支援を行っていくつもりでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） 10番、さっき言ったのは農林業センターでというのはいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） それも答えがない。

○議長（板谷 信君） 絡んでいる話だよ。産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 産業課、長嶋です。

今、議長の方から話がありましたように、農林業センターにおきましては、一応農協の低減肥料の関係については圃場を1つ設けて行っています。ただ、このエコファーマーの関連で、そこまで言い切って、センターを使っておるといような現実はまだ今のところはございません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これからはどうでしょうか、取り組む考えは。

○産業課長（長嶋一幸君） うちの職員の中で実務担当者会議というようなものを持って、そ

れぞれに検討を重ねております。その中で方向性が見えてきたなら、そういう形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう場合、町の施設でやる場合も、やはりエコファーマーの県の補助金はつくんですか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） エコファーマーの補助金については農家が対象でございます。

なお、先ほど町長言われたように、エコファーマーについて、それ以上の内容のことを行わないと補助金の1反歩当たり8,000円というのはいただけない形ですので、もし対象者等がおりましたら産業課の方まで御相談いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 前向きに、本当に本気で無農薬、有機肥料のお茶をレッテルに張って売れるような町になるといいと心から期待しております。

次に、介護保険についての再質問ですけれども、アンケートをやったら、在宅で年をとっても過ごしたいという希望が多かったということで、特養の増設などは計画に入れなかったという話ですけれども、現実には、先ほど150何人でしたっけ、待機者がいらっしゃるということで、本当にほうっちはおけない状態だと思うんです。それをどのように解決するお考えか、対策などお聞きします。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 待機者がいるという、先ほどの数字のとおりでありますけれども、ただ、御本人または御家族等がそういう希望も、自宅中心とか地域中心に生活をしていきたいという、そういう御希望も強いわけであって、そういう中で、近年の介護保険事業計画の中では地域密着型の施設を創設、これは町内2カ所ありますけれども、そういうようなサービス等も行われております。

今後の見通しの中には、町内に1事業者が計画というですか予定しておるグループホームとか、そういうものもあるようでありますので、なるべく、その地域密着型のものを推進していきたいというふうに思っています。

ただ、地域包括支援センター等も含めた中で、よりきめの細かい、そういう拾い出しというですか、それらの生活環境に配慮した事業推進というのも図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 在宅でサービスを受けて過ごせる状況ならまだいいと思うんですよ。ひとり暮らし、あるいは老老介護をされている、そういう状況で、どうしても特養に、施設に入りたいという人、あるいは入院していても3カ月で自宅に帰されて、それを受け皿

がないということ。そういう深刻な状況があって、先ほども152名の待機者のうち20人は、要望が、入所の希望が高い人たち、緊急性が高い人たちだということだったんですけれども、それへの対応では、やはり在宅訪問だけではどうしても足りない。

地域で密着型といいますと、特養あかいしは地域密着型と同じだと思うんです。あそこは、地域の人たちがよく顔を出してくれる。働いている人たちも顔見知りの人たちがたくさんいらっしゃる。そういうことで、あかいしに入所されているお年寄りの人たちはとっても安心して、入ると元気が出るというようなことをよく聞きます。

デンマークとかスウェーデンでは寝たきり老人という言葉がないそうですけれども、今、日本の国の政治は、費用が増えるからということで介護サービスを切り詰めていく、報酬も切り詰めていく、そういう、何か切り詰める、切り詰めるというふうな方向が向けられていて、お金がかかるからということでサービスが縮小されたり、施設整備も抑制する方向にある。そういうことで、本人が希望しないのに施設から締め出された。重い人ほどお金がかかって、サービスが受けたくても受けられないというような、ヨーロッパでは考えられない現状が起きているというふうに報道されています。

3年に一度の介護保険制度の見直しで、今年4月から施行されている介護保険法でも、24時間体制の在宅介護や看護サービスを強化するということがとても宣伝的に言われまして、私たちもすごく期待した。ああよかったと思ったんですけれども、実際はそういう体制ができている自治体は全国にも1割ちょっとしかないということで、結局、訪問介護の時間の短縮とか、施設介護から在宅介護への切りかえということでお茶を濁しているという状況が今現実にあるわけですね。負担は増えてもサービスが減らされたということで、当町にはそういう事例はないというふうに言われましたけれども、私は、何人もではないですけれども聞いています、ちゃんと。担当課にもお話しをして、保健師さんがすぐ訪ねていってくださって対応してくれました。対応してくれて本当にうれしかったよという声も聞きました。

小さい町だからそういうことがタイムリーにすごく、職員の方たちも本当に自分のことのように動いてくださるから解決できると思いますけれども、まだまだ黙って声も出せない人たちももしかしたらいるかもしれないという不安もあります。

そういう中で、24時間の訪問介護、胃ろうなどをしていらっしゃる方なども、今、ヘルパーさんがやっているという、在宅でヘルパーさんがやっているという状況になっていますけれども、本来なら看護師さんがやっていただきたい。そういうこともありますけれども、24時間訪問介護の体制が見通しをどのように持っていらっしゃるか伺います。

○議長（板谷 信君） 何か少しずつ質問がずれてきちゃっているみたいな気がするけど。具体的には24時間のだけでいいですね。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険事業は、本来、ヨーロッパから発生というのですか、ドイツからそういう制度がなされたわけですがけれども、そういう制度の中で、私も一度ヨーロッパへ行ったときに、いろいろなその施設のところとか、その地域の中でお話も聞いてきたとこ

ろの中では、必ずしも寝たきりの人がいないということではないんですけれども、ただ、1つ特殊性があるのは、ヨーロッパ等ではキリスト教関係団体のそういう施設がかなり多いという中において、そういうところの運営の中で、いわゆる時間的な余裕を持った介護というのですか、看護体制がなされているというところが1つ日本とは違うと。

日本というのは、どうしても介護保険制度、終末医療等のところは別として、医療の分野においても、介護される側というよりか介護する側のそういうところにちょっと視点が当たっているという部分もあって、本来からいうと少しミスマッチの部分もあるのではないかと、いうふうに思います。

そういうところから、24時間看護というのですか、介護もそうですけれども、そういう部分も、今後の中においては、地域とかそういうものも含めた中で支えていくという、そういう体系づくりが必要ではないかと。そういう意味では、行政側は、地域包括を中心とした、心身両面にわたり支えるということですね。それから、その地域の中のきずなを大切にしていくというのですか、そういう介護体系というのですか、そういうものに持っていく必要があるのではないかと思います。

ただ、現状の中では、看護師が非常に医療現場の中でも不足しているという中において、これを行政側が確保するということは、かなりのしわ寄せという場合もあり得ますので、まず、そのバランスというものを考えながら、確保できる、そういう努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議長から、だんだんずれていると言われて思いました。特養の待機者解消、それについてはどのように考えますか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほどの中で、待機者の中、総枠というか総数の中とか、それから個別の数字のところは申し上げたところで、その中でも、いわゆる必要程度というのですかね、そういう高い方々が20数名おられるということでありますので、こういう方々についても、ショートというのですか、そういうものとか併用とか、そういう中において、ロングというのですか入所ができるような手だてというものを、なるべく関係機関等々も当たった中で、こちらの方もいろいろな支援をしていかなければならないとは思っています。

ただ、特養関係においては、あかいしが増床するかどうかという問題性があるわけなんですけれども、以前のところにおいては、あかいしにおいては増床計画はないというようなお話でありました。ただ、これが恒常的に非常に不足していくというようなことが現実的にあるようであれば、やはりあかいしもかなり深い協議をしながら増床についての話し合いもしていかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 何か堂々めぐりしてしまっただけなんですけれども、あかいしの増床計

画がないというのは随分前の話なんですね。最近確認されましたか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私、直接は確認しておりませんが、担当等に伝え聞いているところによると、あかいし自体からというのは、やはり経費的な問題とか運営上の問題があるので増床については積極的ではないというふうに聞いていますけれども、ただ、行政側が非常に強い希望があればというようなことは聞いておりますので、そういう点は、将来的な負担部分とか事業者の負担部分とか、いろいろなものを勘案というのですか、聞きながら協議をしていかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ協議をしていただきたいんです。現実にもう、20名、あるいはもっともっとこれからも増えるかもしれない。緊急に必要性が、必要な人たちが増えているのは事実ですので、あかいしさんに、やはり行政の方から働きかけないと、保険料を払っても利用ができないよという状況は、行政はやはり解消していかなければいけないと思います。ぜひ働きかけをお願いします。お答えください。

○議長（板谷 信君） 答弁、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは町の政策的な問題でもありますので、一概に私がお答えするところではないんですけれども、やはり現実というものをしっかり把握した中で、そういう部分が恒常的であれば、話し合いはしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後に、浜岡原発についてお聞きいたします。

大分、町長は新聞のアンケートに答えたときとは、大分というか少し考え方が変わってこられたな、再稼働絶対だめという考えではないみたいですが、再稼働はかなり慎重にという考えに変わってきているということで、新聞のアンケートのときもそういう気持ちもあったのかもしれませんが、非常に町民の人たち、私たちのアンケートでも7割近くの方が、即、永久停止、廃炉、それから、このまま停止させてほしいという答えを寄せています。それで、290人ぐらい返ってきたんですけれども、すぐ稼働してほしいというのは5人しかいらっしゃいませんでした。

そういう形で、町長と同じように、国の安全審査や、地域の人がいいと言えれば再稼働も認められるというふうなお答えが3割ぐらいありましたので、そういう意味では、町長の考えというのは町民の人たちの考えにあるいは少し近くなっているのかもしれませんが、やはり私は、浜岡原発の再稼働については、安全だという確認が、保障があるのかどうか、そのことが一番大きな問題だと思うんです。

22日の静岡新聞に、元中電労働者の方12人が59人の連署をもって名古屋の中電本社を訪れて、水野社長あてに、浜岡原発を、中電の会社を愛している、大事だから再稼働させないで廃炉を求めるという要請書を出したということが新聞に載りました。御存じだと思いますけ

れども。会社を愛する心から今回の行動に至ったんだと。

東北沖では岩盤破壊まで起こっているということで、浜岡でも危険性は、どんなに津波対策などしても、岩盤破壊があれば浜岡原発の安全性というのは確保できないということで、非常に危惧して、働いていらっしゃった人たちが、ベテランの方たちが危惧をしているということです。私は、やはり住民の人たちが賛成すればということではなくて、私たちの町としては、町長が言われたように役場も50km圏内に入っている。そして、住民の人たちもやはり不安をいっぱい抱いている。放射能事故というのは、原発事故というのは本当に地域も際限なく広がる、時間的にも何百年も解決にかかっていく。そういう、もとに戻らないということで、やはり私は、町民の命と、それから生活、そういうものを守るためには、町長としては、再稼働はやはり認められない、よほど安全という保障が確実に示されない限りは認められないと、川勝知事ぐらいの勢いで言っていただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 再稼働もあっていいんじゃないかというお話でございましてけれども、これについては、科学的な根拠に基づく安全対策が十分なされた上で、なおかつ地元住民が合意したならという前提つきで答えているわけで、ほとんど再稼働には至らないですね、このあれからいきますと。

それと、基本的にエネルギー政策というのは国家戦略の、ある意味で外交・安全保障等の問題と並んで国家戦略のかなめだというふうに思っております。そういう中で、原発の安全神話が今回の3・11で崩れたわけでありまして、今までの流されてきた原発に対するいろいろな情報ですね、そういうものの、それらそのものが疑わしいものだというふうな状況になってきているわけでありましてね。

そういう中で、大変その判断としては難しいわけでありましてけれども、基本的には安全・安心、これが担保できる状態、それができない限り、恐らく再稼働をよしとする、今回、大飯原発については地元の合意も得られて再稼働に向かっていくわけでありましてけれども、これからの日本のエネルギー事情、原発の占める率もかなり高いわけでありまして、火力発電にしても老朽化が進んでいる、そういう施設を、一たんストップしたものをまた再稼働しているというような状況の中で、安定的なエネルギーが確保できる、そういう状況がまだできていないわけでありまして、そういう中で、原発もいきなり全部をとめてしまうというのはどうだろうというような中、それから、再生可能エネルギーの問題にしましても、太陽光発電にしても風力発電にしても、メガソーラーというやつですと、前にもお答えしましたけれども、原発1基分をつくるのには山手線の中の敷地分欲しいですとか、火力ですとその4倍ぐらい欲しいですとか、そういういろいろな状況もあって、なかなか新たなエネルギーが確保できる状況にない。そういう中で今苦しんでいる状況だというふうに思っています。

いずれにしても、そういう状況の中で、浜岡、御前崎の市長さんともおつき合いがござい



ますけれども、いろいろ悩んでおられる。そういう中で、周辺の市町幾つかの中で、永久停止とか廃炉とかということが出ているわけでありましてけれども、現実的には、なかなか再稼働は難しいんだろうなという状況の中で、この川根本町として、私自身が原発を、浜岡をどうこうしますということについて、特にコメントするというようなことについては今のところは考えておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長の答えを聞いていますと、地元の人たちが安全かどうか判断するだろうというふうに考えておられるみたいですがけれども、今、大飯原発再稼働、ゴーサインが出ました。だけど住民の人たちは大勢反対している。そういう中で、議会とか行政とか国が再稼働を、ゴーサイン出したわけですね。ところが大飯原発はオフサイトセンターもない。それに津波対策も6mぐらいの堤防しかない。そういうことを徐々に今からやっていけばいいんだというふうな形で再稼働を認める。

町長言われましたけれども、一気にぼんと全国の原発がとまったわけではないんですよ。徐々に徐々に点検を経てとまっていった。それが国民の人たちの、福島を見て、二度と再びあんなことはもう起こしてはならないという気持ちで再稼働ができないでいる。1つを許すと、それがまた2つ目、3つ目、4つ目というふうに再稼働が今度は続いていくだろう。だから大飯原発で全国の人たちが集まって、ものすごい反対運動が繰り広げられているわけですよ。

だから、私はそういう中では、やはりうちの町だって、地元の人たちの意見ではなくて私たちの意見も、町長として町民を守るためには、浜岡原発の稼働については、浜岡原発オフサイトセンターあるんですけれども、原発のすぐそばにあるから実際事故が起きれば使えないだろうと言われてます。防潮堤だって、今18mの防潮堤つくってありますけれども、もう3連動の巨大地震が起きれば21mの大津波が想定されていて、それには耐えられないと。とんでもないと川勝知事は怒っています。そういう状況で、やはり町長も知事ぐらいの発言が、私は、町民の人たちに、町民の命・財産を守る、農業とか産業を守る町長として発言して当然ではないかと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 安全を確認するのは地元ということではなくて、安全確認するのは、やはりしかるべき国のそういう機関であるというふうに思っております。それを受けて地元がどういう判断をされるかということでもありますのでね。経済の問題ですとかいろいろな問題がある中で、国も県も地元も悩んでいる。そういう状況の中にある問題でありますので、私が、私なりの考え方で言うと、恐らく原発の再稼働は難しいなという思いはありますけれども、それに対して特にコメントすることは今現在は考えておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 難しいなですか、再稼働は難しいなですか。それとも、町長は原

発は危険だなというお考えはないのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 質問者、もうこれ以上の答弁というのはもう出てこないと思うだけんが。

○10番（鈴木多津枝君） いや、もう一つ聞きたい、再度。

○議長（板谷 信君） それでは重ねて。町長。

○町長（佐藤公敏君） 原発が危険だということは、現在、3・11を見てはっきりしているわけでありますので、これは何をとっても危険と安全というものは、危険を常にはらんだ中で安全をどう維持していくかという中で、すべての世の中、社会動いているものでありますから。ただ、原発というものについては、日本人としてのアレルギー、殊にナイーブな問題がある問題でもありますので慎重に考えていかなければならないというふうに思っていますけれども、そのために、科学技術も進歩していますし、そういう中で考えていく。それから、日本の現在のエネルギー事情、経済の問題等々含めて考えていく中で、今、国も県もいろいろ悩みながら、すべての可能性を捨てたような言い方は県知事もしていないわけですよ。そういう中でどう表現するかという問題だというふうに思っていますけれども。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再生可能な自然エネルギーへの転換推進ということで、1つ中学生の、島田市と書いてありましたけれども、投稿の中身を見ましたら川根の中学生だなと思いました。とっても感動しましたので読み上げます。

皆さんは自然エネルギーを利用した発電を知っていますか。昨年の東日本大震災では原子力発電に問題が生じました。僕はこれを受け、地域で効率的に発電をしたほうがよいと思い、いろいろな発電方法を調べていくうちに、ただ発電するのではなく、地域を活性化できる発電はないかと考えるようになりました。僕の住む川根地域ではバイオマス発電がいいと思います。川根には手がつけられていない木がたくさんあり、それを利用すれば、木を切るなどの林業関係の仕事が増え、川根地域の人口も増えていくからです。そうして川根の過疎化に歯どめがかけられればよいと思います。

こういう積極的な意見が載りました。このことについて、安全な教育、これから教育長も取り組んでいかれるというふうな先ほどのお話だったんですけども、もう一度、教育に対して、子供たちにこういう教育をしていただけるかどうか確認をします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 先ほども申しあげましたけれども、今までの教育については内容を申しあげました。今後、先ほども申しあげましたけれども、新エネルギーについては、やはり自然環境、それと人的環境ですね、非常にかかわりが深いと思いますので、その安全ですね、そこのところはしっかり押さえて指導をしていくと。当然のことだと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 時間がありますので、最後に。

町長の原発への考え、もっと前向きに進んでいるかと思ったのですが、いろいろ突き詰めてみると、やはり積極的に原発が恐ろしいものだというふうな認識がないと。日本人のアレルギー、ナイーブさの特徴で反対運動が、まるで起きているような認識をされているのは非常に残念だと思います。

私は、浜岡原発も、3・11の原発事故が起きる前から、停止、永久停止、廃炉にという要求がずっと起きていまして裁判も起こされています。そういう中で、町長が、原発が恐ろしいものだ、危険なものだ。原発事故はほかの事故と同じ、同等には並びません。原発が爆発して放射能を出せば、チェルノブイリもそうですし、福島も、1年3カ月たつてもふるさとに帰れない、自分の家に帰れない。ほかにどんな、このような大きな危険があると町長はお考えですか。

私は原発以上に危険なものというのはないと思います。だから私たちは原発は動かしてはならないと言いつけているんですけども、町長の認識、まだ日本人の感性で反対しているんだろうと思われるのかどうか、そこら辺をもう一度確認します。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 表現が悪かったかもしれませんが、日本は被爆国ということもございまして、日本人として、またよその国とは違う感性もあるのではないかなということも申し上げたわけでありまして。

原発が安全かということについては、今回の3・11でその安全神話は完全に壊れたわけがあります。しかも大量に被害が、しかも長期にわたって及ぶということで、決して進めているエネルギーではないというふうに思っております。

ただ、今まで国策として50%は原発で賄うんだというようなことで進めてきた背景もございまして、その中で火力等については既に廃炉にしていって。それを今動かす中で、何とか電力需要、節電を図りながら、今年は比較的涼しいものですから、そういう中で今のところ特に電力不足が起こるような事態にはなっていないわけですが、日本の経済を見た場合にも、どんどん空洞化が進んでいくような、そういう事態もございまして。

そういういろいろな背景もあって、ある意味では、今、原発から再生可能エネルギーに転換していく、そういう時期だというふうに思っております。そういう意味で、長期的に見た場合に、原発が存在し得る部分というのはほとんどなくなっていくんだろうというふうに思っていますけれども、今、こういう状況の中で想像力を、現場にある皆様方、悩みも抱えている中でありまして、そういう中で、周辺でいろいろ廃炉ですとか永久停止ということを行っている方々は、やはりそれなりに何らかの政治的な意図・思惑もあっておっしゃっている部分もあるのではないかなというふうに思いますけれども。願わくば原発のない、そういう社会を目指していくということについては、当然私自身も賛成している立場でありますので、そういう意味で御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでとします。

これで鈴木君の一般質問を終わります。

次に、8番、中澤智義君の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 皆さん、おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。

私は、川根本町が進めている中国浙江省竜泉市との日中友好事業について、この事業の目的、今日までの経緯、そして、今後の対応について、町長の考え、姿勢を伺いたいと思います。

この日中友好事業につきましては、平成22年12月の定例会で、私は1回一般質問を行っております。そうした中で、きょうの質問が重複したり、また、町長の回答が重複するようなことがあろうかと思いますが、22年12月にやってからもう既に1年半が過ぎております。一向にこの事業が進展しない状況が続いております。事業に対する何か熱意が感じられません。町長の本意をお伺いしたいと思います。町長の回答をお聞きした上で、一問一答方式で一般質問を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中澤議員の質問にお答えいたします。

日中友好事業の目的とこれまでの経緯、これからの対応についてということですが、始まりは平成21年12月3日、知事広聴「平太さんと語ろう」で川勝知事がおっしゃった「日本屈指の銘茶である川根茶を、中国屈指の竜泉の青磁器で飲んだらどんなに素晴らしいことでしょう」という中国・竜泉市との友好提携の御提案でした。当時も、また、現在も経済成長を続ける中国との交流について積極的に推進すべきであると考え、今年度も予算を計上しております。

これまでも議会等で報告してきましたとおり、平成22年3月に静岡県の方と一緒に初めて竜泉市を訪問し、同年8月には上海万博のステージ参加も兼ねながら第2回目の竜泉市の訪問をさせていただきました。その際には中澤議員と高畑議員にも参加をしていただき、竜泉市長とも親交を深めていただきました。

その後、10月には3776のふじのくに友好団の一員として、私、議長、当時の議会運営委員長も中国浙江省を訪問し、その際、尖閣諸島問題の真っ最中でお会いすることはかなり厳しく、調整困難であると県から報告を受けておりましたが、そのまま訪中したのですが、幸いにも杭州において当時の竜泉市長とお会いすることができ、交流を深めることができました。

その後も、新年のあいさつを取り交わし、平成23年3月11日の震災のときには真っ先にお見舞いの手紙をいただき、川根本町が必要とするならば、すぐに援助をしたい、用意があると言っていました。この間、震災がなければ竜泉市長をはじめとする訪問団が5月に訪日される予定でありましたし、その後、6月に改めて訪日したい意向をいただき、再会を楽しみにしておったのですが、5月26日、突然の人事異動により、市長、書記ともに代わら

れる内示の一報が入りました。内示が出ると市長は国外に出ることができない決まりがあり、6月の訪日も延期もやむなくされました。その後、8月に新書記、新市長が就任され、私も早速、就任お祝いのメッセージをお送りし、早期の訪日を御案内したわけではありますが、市長の正式な就任は翌年3月だということで、それまでは国外との外交ができない旨の連絡をいただいたわけでもあります。

今年度、5月に入り、浙江省を通じ、竜泉市書記を代表とする訪問団の来日の希望をいただき、当然ながら快諾をいたしまして、招聘の書類を整え、正式な御招待をいたしました。8月の初旬に9名の方が当町にお見えになることとなっております。

これまで、当町から三度の訪中が行われ、その都度、熱烈な歓迎を受けてきたわけです。長い道のりとなってしまいましたが、ぜひ今後は、竜泉市書記さんをはじめ竜泉市の方々にこの川根本町に来ていただき、この町を知っていただきたいと思っております。やっとう当町に来ていただけることを大変うれしく思っております。私たちもおもてなしの心を持って温かく歓迎の意をあらわしていきたいと思っております。

8月に竜泉市の皆様が当町にお見えになり、川根本町を見て、触れて、感じていただき、そこから友好がスタートするというふうを考えております。竜泉市書記様とも十分に意見交換を、今後の進むべき道筋も明らかにしていく必要があると考えております。

若者の交流によるグローバルな視野を持った町民を育成していくこと、また、農業であったり産業であったり、大変似た状況にある2つのまちでありますので、様々な交流が期待できるわけですが、何分相手があることであり、川根本町に来ていただくことがまずは第1の目標でございます。

また、平成24年度は、静岡県・浙江省友好提携30周年の記念すべき年であり、11月には知事を団長とする訪問団が浙江省を訪問いたします。私もそれに同行させていただくつもりであり、この機会に竜泉市まで足を延ばし、お訪ねをするつもりであります。このことに関しても竜泉市に打診をしたわけですが、御快諾をいただいております。私もまだ竜泉市に参ってはおりません。竜泉市の方に当町を知っていただくと同時に、私自身も竜泉市を見て、触れて、感じてこなくては話にならないと思っております。今後もゆっくりとした進捗となるかもしれませんが、相互の交流を深める中で、町民の交流につなげていくことを念頭に一歩一歩前進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） ただいま回答がありましたが、私も、この事業が町長就任直後開催されました知事広聴会「平太と語る」の席で、たしか川勝知事が、日本一の川根茶を、世界の名器と言われる中国浙江省竜泉市の青磁の器で飲んだらという遊び心を聞きまして、そのことに町長が即座に反応して、竜泉市との友好を決意してこの事業を組んだと記憶しております。この事業は総合計画にもあったわけではございませんし、また、新町計画にもあった

わけではございません。町長のトップダウン事業だと思います。この点については、町長、間違いありませんか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） まさしく知事広聴であのような発言があるということは全く想像だにしていなかったわけでありましてけれども、知事になって、しかも私が町長になって、知事広聴という形でまず川根本町に来ていただいたというところで、その知事がそういう御提案をいただいたということで、これについては知事の意向に沿って進めていかなければいけない、そういう思いをまず持ったわけでありまして。

静岡空港が開港して、県としても、県の持つ空港でございますので利用促進を進めていく。しかも、時代はグローバル化がどんどん進んで進展していく。そういう中で、中国がまさに成長を遂げている。そういう状況の中でございましたので、知事のそういうお薦めに対して、知事の意に沿って、いわゆる肝いりも務めてくださるということでございますので、そういう中で中国との交流を図りながら、町民の皆様方の交流につながっていく。そして、国際化の中で私たちの町を発信していく。そういうことの重要性等もいろいろ考えて、知事の提案に沿って竜泉市との接点を求め始めたわけでありまして。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） そういうことになりますと、静岡県を通じて行ったということでございますが、竜泉市の方からは友好というようなことを希望していたかどうか。川根本町の方から先に声をかけたのか、竜泉市の方から声をかけてきたのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 本当のところはわかりませんが、多分、浙江省と県との友好提携、その中で竜泉市も、日本のというより、静岡県内のどこかの市町と提携をしていきたい。だからその間に入ってこないかというお話が、多分、県に、あるいは日中友好協会の方にあつたんだというふうに思います。それを受けて、茶どころでもありますし、その竜泉がですね。しかも、山間部に入った、84%でしたか、山林という状況の中で、お茶があったり、青磁、刀剣、そういうものがある。しかも、しいたけ栽培もあった。アガリクスについては有名な産地だそうですね。そういうもろもろの背景を考えると、お茶の産地である川根本町はどうでしょうかという、知事が、いい組み合わせじゃないかと思って言ってくださったんだというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 先ほども町長の回答の方にあつたわけですが、たしか22年8月に上海の万博、それに参加するというにかこつけまして、私と高畑議長が竜泉市まで足を運びました。確かに環境というものは川根本町に似ておりまして、そして市長も、浙江省がお茶が盛んなものですから、竜泉市もお茶のことに取り組んで、川根本町に勉強したいと

というようなお話もしておりました。そうした背景というのはわかります。

平成22年12月に私が一般質問をしたとき、町長はこういうことを答えました。

私の質問に、まだ友好関係が成立しているわけではないのと明言し、その上で、県と浙江省の関係、その上に沿って進めるということが大事で、そうした意味で日中友好協議会の力をかりて進めていきたいと、こういうふうに述べました。

そうしたことで、ちょっとこのことを後で考えたわけですが、静岡県と浙江省というのは、先ほども御答弁にありましたが、30周年も友好関係が続いているものですから、そうしたことで、この言葉のところを、ちょっと町長、少し説明していただきたい、そのように思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） あれは22年度の当初予算ですか、そのときにもかなり議論されましたけれども、知事の提案を受けて進めようとしたところ、議会の中にもかなり批判があったということで、幾分慎重に進めようとした気持ちがあるというところは事実でございます。

ただ、いずれにしても町が、即、中国浙江省と窓口があるわけではないものですから、そういう意味で、当時30年近い友好の実績を積んできた、窓口となった日中友好協議会ですね、そこと連携をしながら、その指導を受けながら、無理のない形で進めていくのが常道ではないかということで、そういう答弁をさせていただいたということでもあります。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 先ほど、もろもろのことがあってこの1年半進まなかったというような、目に見えたことが起こらなかったというような事情があったわけですが、8月に竜泉市がこちらに来るということでございますが、過去において2回も流れているものですから、この点は間違いないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 中国へ昨年伺った折にも、日本人と感覚が違うといいますか、その当日になってもキャンセルすることもあるというようなお国柄だということも聞いていますし、意外と、行ってみて、日程がはっきりあるようで、当時、添乗で行った県の方、あるいは日中友好協議会についても、日程表はいただいてもまだ確定していないような部分があるようなお話も伺うようなこともあったものですからね。

ただ、今回については、日中友好30周年記念という中の枠でこちらは訪問するというふうに認識していますので、そういう中では、間違いなく8月2日・3日にかけてこの地域に入ってくると。そういうことでスケジュールもいただいていますので、それは間違いないというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 確かに、皆さんも御存じかと思いますが、私も中国には非常に、皆さ

んよりはちょっと詳しいような環境にございますので、ただいま町長の言ったことも理解できます。

私たちの方から二度三度と行って、非常に熱烈な歓迎を受けたということでございますので、今度8月に来たら、川根本町はどのような日程や計画を立てて対応するのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） ただいま、本日の予定ということでいただいておりますが、7月31日から8月6日まで日本に滞在するというような日程でございます。そのうち、8月2日の午後、川根本町に入らせていただいて、翌日3日の午後、お昼ごろには京都の方へ出発したいというような日程を組んでほしいということで来ております。8月2日も、その日に役場の方へも来庁するというように聞いておりますが、その際にはまた、相互交流だとか友好を深め、両市町による友好交流促進に向けて努力することといった内容の同意書を取り交わすというようなことで今計画をしております。これも竜泉市の方もどうですかというような提案をいただいております。

詳細につきましては、今現在、調整をしているところですが、また議員さんの皆様にもお願いすることがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 今まで町長は、私たちがこのことに触れると、こちらから三度行っているの、一度向こうからこちらへ来てもらって、川根本町を見ていただいてからのことだということを盛んに言っていました。今度、川根本町の方へ来るわけです。今、課長さんからもお話がございまして、何か同意書を用意するというようなことでございます。

私が一番危惧するのは、この事業は先ほども申したとおり町の計画にあったわけではございません。町長が就任しまして、トップダウン事業としてやりたいということでやっただけでございますので、8月に来たとなっても、あと町長の任期は1年少しです。この後、引き続き町政に携わることが確認されればいいわけですが、その間に町長のトップダウン事業が花も咲かない実もならないというようなことになるということが非常に危惧されて、そうしたことになりますと町長の資質も問われますけれども、何より県との信頼関係なんかも損なう点があるんじゃないかと私は心配するわけですが、この点はどうなんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 県との関係でございますけれども、私たちの対応によってこの事業の進展が遅れたということは全くございませんので、そういう意味で、ついせんだって、これは浙江省の方ではなかったんですが、中国の政府の関係の方が、9名ですか、川根本町にお見えになって、昼食を一緒にとらせていただいたり、そういう時間も共有していますね。



ついせんだつての静岡空港と地域開発を進める会ですか、その総会の折、県会議員の伊藤育子先生もあいさつの中で、今、川根本町はこういうことを進めている。静岡空港の利用促進のためにも、何とかそういう関係をほかの市町でもぜひ進めていただいて、交流促進、そして利用促進ができるようお願いしたいというようなごあいさつもございましたけれども、現在、川根本町としては、中国で人事異動があったりとか、あるいは3・11等の事情があって遅れたことは事実でございますけれども、特にそれ以外の事情でこの事業が延びているという状況は全くないというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 先ほどの回答の中で、静岡県と浙江省との30周年記念ということで、10月に町長が浙江省の方へ行きたいと。その足で何とか竜泉市の方へ訪問したいと、こういうことでございますが、どうですか、そのときには調印成立がするような方向に向かうんですか。その点を。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今回8月にお見えになる書記というのは、政府の関係ということもあって市長よりもランクが上のございますけれども、その方がお見えになるということで、先ほどもそれを進めていくということの覚書というんですが、何かそういうものを交わすようなお話も先ほど課長の方から説明がございましたけれども、10月の日中友好30周年で行って、その場で友好提携が締結できるかということについては、しっかりしたあれをまだ聞いていないものですから、そこまで至るかどうかということについては、多分その時点ではまだないのかなというふうに思いますけれども、まだちょっとそこは確認してございません。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 10月に町長が向こうへ訪問するというようなときには、ほかには、町長1人で行くわけじゃないですから、民間の人たちなんかも連れていくような計画はないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 人選的には、まだ調整段階ではありますが、一応予算的には4名ほどの予算を考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） これは私の要望みたいになるわけですがけれども、私たちも竜泉市に訪れまして、先ほど町長が述べられたとおり、しいたけやお茶、あるいは青磁器と宝剣というのは、これはもう中国でも竜泉市は有名なところがございますので、そのまねはちょっとこちらではできないわけですがけれども、そうした農産物、あるいは自動車部品の工場を、最近、高速道路が開通しましたものですから、そういうところを手がけておりまして、そうした面

で交流したいようなことも望んでおりましたので、そんな方の関係者を連れていかれたら私  
はいいなど、こう思うわけですが、その点はちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今度の機会がそういう機会になるのか。また、この後なるのかちよつ  
とあれですけども、そこら辺も日中友好協議会なり県と相談させていただいて、できるだ  
けすそ野の広い交流につなげていきたいというふうに思いますので、また検討させていた  
だきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 今までのやりとりで、大分町長の姿勢というのがわかってまいりまし  
たし、今後のこともわかってきました。

そうしたことで、私としては、ぜひ町長のこの任期の中に友好関係が確実になるものと、  
それを望みたいわけですが、何分にもあと1年ちょっとです。ぜひ、車で言え  
ばアクセルに足を乗せて、しっかりと踏み続けていただきたいと、こう希望します。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

何か町長の方からコメントがあったら。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 国際化が進展する中、中国という存在価値が大変高くなっている中、  
しかも、中澤議員の奥様をはじめ、中国から日本に嫁いでこられた方もいらっしゃいますし、  
ケーブルテクニカ等企业で働く方もいらっしゃるわけでありますので、ぜひとも、そういう  
国といいかわり合いができ、双方にとって互恵の関係といえますか、そういう関係ができ  
るような提携に向けて進めていきたいというふうに思いますので、またいろいろな形で御理  
解、御協力を賜りたい、そういうふうに思っております。よろしく願いいたします。

○8番（中澤智義君） ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分までとします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時56分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

1番、長塚誠君の発言を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 長塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この半年ほど、町政にかかわるといえるか、興味をふだんよりは、以前よりは強く持つよう

になって、議員になって3カ月ほど経過いたしました。この間ちょっと考えたことを少しお話しさせていただいて、質問の方に入らせていただきたいと思います。

このごろ報道の中で、よくミャンマーのアウンサン・スー・チーさんが新聞なんかに登場しております、きのうの夕刊でもフランス大統領と会見したという記事が載っております、ノーベル平和賞を1991年に受賞されてから、21年目にしてようやく外国に出かけられる状態になったということのようです。21年前にノーベル平和賞を受賞したときは、軟禁中の身で自宅にしかおれなかったものですから、さっぱりぴんとこなかったということがあったようです。あとは、自由を奪われて監獄にいる人々の世界と、それからノーベル平和賞をくださるような自由な世界と自宅と、3つの世界を行き来しながら21年を過ごしたということをごのりの記念講演でおっしゃっておられました。

ノーベル委員会の講演の前に、タイのバンコクでの記者会見といいますか簡単な演説をされた中で、ようやくミャンマーも外国から経済活動のかかわりが生まれてきて、外国投資は非常にありがたいことだと歓迎しつつも、一般国民の生活向上につながる投資をいただきたいと、あえて最後にそういうコメントをされております。きのうのフランス大統領との会見でもそのような表現だったと思います。

これが今のミャンマーの苦悩といいますか、まだ国が一つではないというような状況があるのだらうと思われま。国情も違いますので簡単には言いませんが、議会などでも4分の1はまだ軍による指名枠という議会制度のようです。

ミャンマーの国情と川根本町は違いますので一概には言えませんが、やはり国や町が一つになるということの大切さと難しさをスー・チーさんから感じております。

それでは、失礼しました、質問の方に入らせていただきます。

議員になってから民生委員の方がお2人ぐらい訪ねられてみえまして、最初から申し訳ないんですけども、町長さんにちょっと問いかけをしてもなかなか御返事をいただけないというようなことを申されておまして、それで、2つの理由があるだらうと思ひまして、1つはやはりテーマだと思うんですけども、なかなか答えにくいテーマということが確かにありまして、簡単ではないなということもあると思ひますので、テーマの難しさとか、あるいは町、町政にとってふさわしいテーマかどうかということももちろんございますので、一概にはそのテーマの内容がありますので言えませんが。

もう一つは、どうしても財政の裏づけということがあるのだらうと思われま。簡単に御返事しても、財政的な裏づけがない限り簡単にはお答えできないということがもちろんあるだらうと思われま。

それで思ひましたのが、その辺の事情が説明全く私なんかもできないものですから、様々な財政データはいただいではおるのですが、ちょっとした素朴な切り口で、本当にいかかとは思ひのですが、教えていただきたいという意味を含めて、財政の分析について質問をさせていただきます。

今年の一般会計予算が55億円ということで、経常費用も55億円ということで、すべてもう確定なわけですが、簡単に言いまして、義務的経費というような表現をされると思うんですが、経常費用という表現をされていると思うんですが、それで満たされておれば弾力的運用に可能な財源というのが基本的にないわけですし、単年度事業を思いついても手がかけられないとか、緊急性のあるものはいろいろな工夫をされると思うんですが、そういう中でだんだん年々そういう義務的経費でもう本当に財政がいっぱいいっぱいになってくるという可能性は非常に高いわけですし、そういう中で、弾力的運用が可能な投資的な経費とか政策的な経費というのをどのように作り出していくかが、工夫といいますか財政努力だと思われるんですが、その辺の分析というのはどのようにしたら御説明していったらいいのかが。

結局、町民にとっては、何を言っても反応がないと、何なんだろうとかということになりますし、それは行財政のシステムによるこういうことですか、あるいは財政状況がこういう状態なので現状はこういうことなのですかというような説明があれば、行政の担当者もそういうふうな説明をできますし、町民の方もむやみにそういうことを期待しないようになるのではないかと。その辺の説明を今後どのようにしていけばよろしいのかなということを考えました。

「かわねほんちょう ことしの仕事」とか、非常に様々な工夫をされた説明書が出ておりますが、この辺の形でもう一つ教えていただけることがあればお願いしたいと思いました。

それから、2つ目ですが、土地政策にかかわるものです。

いわゆる町の中は、大きな土地では民有林の整備の問題とか、先ほど出ましたが耕作放棄地の問題とか、土地政策が非常に重要になってきていると思われまします。さらに、生活に密着した部分では空き家の利活用みたいな事業も非常に重要になってまいりまして、これに関しては町の方も今年から具体的な計画に入っておられるということでデータもいただいております。空き家の状況は平成20年段階で263軒とデータをいただいておりますが、高齢者世帯や単身世帯の増加は非常に増えておりまして、ますます今後増えていく可能性がございます。

町の計画をちょっと見させていただきますと、そういったデータを登録し紹介するというような事業とか、あとは、そこが利活用される段階においては改修を支援する補助事業とか、あるいはそれに先立ちまして町に親しんでいただけるための交流事業とか、そういったことを計画されているようなんですが、さらに今後は踏み込んでいっていただいて、移住希望者に対してカウンセリングみたいなことをできる有識者組織をつくっていったり、あるいは空き家所有者に対しましても、防災上の問題や環境衛生上の問題が大変ございますので、民法にも717条という項目で規定されたような所有者の義務責任といった項目もございますので、町は眠っている不動産を有効活用して町の活性化を図りたいんだという、そういう趣旨を御理解いただくような今後の町の取り組みを示していただきたい。

あるいは地域間競争というのがこういう中でもございますので、そういう姿勢を、町の中

に看板を設置したりして、地域間競争を超えて不動産の流動化、利活用を推進されていただきたいということを考えました。

財政出動というのは大変な困難を伴いますが、眠っている不動産を利活用するということですので、非常にそういう点では大変なテーマではありますが、取り組むべきテーマと考えております。

それから、3番目には、行財政の改革ということになると思うんですが、行財政改革にも様々な分野、内容がございますので、私たちは本当にわからないことが多いのですが、ただ、公共用財産、駐車場や施設や水道用地や道路用地などが公共用施設ではあるのですが、いろいろな過去の経緯から、私有地だったり、公共用地ではないところに設置されたりということがままあるということで、その辺の状況をお知らせいただきたかったということです。

あと、これは民間の部分にはなりますが、土地利用事業などに関しまして、例えば水川の西川原地区というところが、長い間、排出土砂の仮置き場のような、砂利置き場のような状態で利用されているようなんですが、聞くところによりますと、土地利用の関係で1,000㎡を超える場合は、それなりの手続を経て、景観の問題や周辺環境を配慮した形で利用していただく必要があるのではないかと。この辺の行政指導の必要性みたいのを考えまして、その辺の認識をお伺いさせていただきました。

以上、質問内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君の質問に対して、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 長塚議員の一般質問にお答えいたします。

平成24年度の当初予算において、歳入歳出それぞれ55億1,300万円を予定しており、歳入のうち、町税等の自主財源が20億3,303万5,000円で全体の36.88%となっております。その中で、家庭という預貯金の取り崩しである財政調整基金等の基金の繰り入れを5億2,916万1,000円と予定しており、その金額を差し引くと15億387万4,000円で全体の27.28%となっております。それ以外の34億7,996万5,000円を地方交付税等の依存財源で占めております。依存財源の中には、家庭という借金に当たる町債4億6,310万円を含んでおり、町債の割合が8.4%という状況にあります。また、地方交付税が22億5,000万円ですべての40.81%を占めております。

歳出のうち、経常的経費の内訳として、人件費や公債費などの義務的経費、物件費、補助費、維持修繕費、その他の経費の内訳として基金等への積立金、特別会計への繰出金など、総額が46億9,141万2,000円で全体の85.1%を占めており、残額の8億2,158万8,000円を投資的経費と予備費で全体の14.9%となっております。

平成23年度の当初予算においては、歳入歳出の総額が56億4,500万円で、歳入のうち、自主財源が21億7,696万7,000円で全体の38.56%、基金の繰り入れを6億663万2,000円と予定しており、自主財源から基金繰入金を除いて15億7,033万5,000円で全体の27.82%となります。

依存財源は34億6,803万3,000円の61.44%、うち町債が4億7,520万円で8.42%となり、また、地方交付税が21億5,000万円で38.09%を占めております。

歳出については、経常的経費とその他の経費が48億4,435万2,000円で85.82%、投資的経費と予備費の合計が8億64万8,000円で14.18%となっております。

以上のように、川根本町の財政事情は大変厳しい状況にあります。

しかし、20年度の後半から21年度・22年度におきまして、国の地域活性化対策としての交付金を活用し様々な事業を実施することができました。この事業実施により一般財源の支出を抑えることができ、これにより生まれた一般財源を活用し、平成22年度の後半から、コミュニティ施設整備事業費補助金やコミュニティ施設維持修繕事業費補助金の補助、地域自治会振興事業交付金の交付など、各自治会において集会所の修繕や集会所の耐震化工事の実施など、自治会からの要望にこたえるべく対応をすることができました。

今後につきましては、地方交付税が平成17年9月の合併から10年間、特例措置により、おおよそ2町分の交付を受けてきましたが、その特例期間の満了を迎えており、満了後、徐々に交付が減額されてきます。そうなりますと、これまで以上に厳しい状況になりますので、限られた財源の中で、地域からの要望にこたえるべく対応をしてみたいと考えております。

次に、移住定住促進事業についてお答えします。

平成21年に職員により実施した空き家状況調査によれば、町内に空き家と思われる物件については、農繁期等に帰省しているなどの一時利用がなされている物件も含め260件ほどの状況となっております。また、平成22年国勢調査では、例えば、65歳以上の高齢独居世帯数は410件、これは総世帯数の約14%との結果となり、今後ますます空き家対策の必要性が高まることは容易に予想でき、まさに喫緊の課題として認識しております。

今年度から、空き家を有効な資源としてとらえ、活用するための空き家情報登録制度の整備を進めています。これは、空き家所有者に物件の登録を求め、その情報を町のホームページ上にて公開し、Iターン、Uターンなどの移住希望者に空き家情報を提供する制度であり、現在、不動産業者やホームページ業者などの関係機関と調整を行っております。

実際の運用におきましても、物件の確保はもちろんのこと、担当課内に相談窓口を設け、移住希望者の相談に応じる体制を整えるほか、空き家改修費補助制度、これは補助上限は1件当たり50万円を設けるなど、移住希望者への支援体制を整えております。

また、後々のトラブル防止と移住者受け入れ地域の円滑な生活を確保するためにも、移住希望者に対する地区の情報提供や区長様等への紹介など、移住者と地域の信頼関係構築に努めていきたいと考えております。

しかし、そもそも空き家物件は私有財産であり、その管理・取り扱いについては、原則、所有者の権利、責任のもとにあります。したがって、その取り扱いには所有者の十分な理解を得なければなりません。また、物件の紹介や移住相談等は大変時間のかかる作業でもあり、

売買・賃貸契約に関することは宅建資格を持った事業者でないと対応できません。調査や物件提供に関しても地域住民の皆様の協力が不可欠であります。

このように行政のみではすべてを補完することは困難ですので、地域住民の皆様、NPOなどの民間団体、事業者、行政、それぞれが相互に理解、尊重し合いながら、それぞれの特色を生かした役割を担い、連携していく体制を構築していきたいと考えております。

また、空き家はそのまま放置すると著しく風化が進み、防災上の危険性も高まり、また、衛生面や景観を損ねる心配もあります。まずは、空き家物件の所有者に対し物件登録を呼びかけるなどにより、空き家情報登録制度の利用を積極的に進め、できるだけ有効に資源として活用し、流動化が図られるように、制度の周知、充実による利用促進を図っていききたいと考えております。

次に、公共用財産管理についてということでございます。

土木事業等の各種事業を実施するに当たって、用地の取得が必要な場合には、原則的には事前に用地を取得し、取得後、事業を実施しておりますが、地権者の方との話し合いの中で、土地を借り上げて事業を実施している場合もあります。例えば、テレビ中継局の敷地や役場本庁舎、それから職員駐車場の敷地、中川根高齢者デイサービスセンター駐車場の敷地、町内のキャンプ場や観光施設等の敷地、町営住宅高郷団地の敷地の一部、高齢者生きがいの郷の敷地、消防無線基地や同報無線中継局等の敷地が該当しております。

借地料につきましては、対象の利用目的、所在地、敷地の形状、近隣の借地料等の状況など、場所によって異なりますが、基本的には、年額の1平米当たり借地単価を算出し、借地面積を単価に掛け合わせて計算し、年に1回お支払いをしております。単価は1平米当たり年額15円から370円まで様々であります。ここ10年間は借地料の変更は行っておりませんので、現状の金額と同額となります。

今後、事業実施に当たって用地取得が必要な場合には、財政状況を踏まえながら、先行取得を基本に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、土地利用事業の適正化についてお答えします。

川根本町の土地利用につきましては、町内全域にわたる合理的な土地利用の調整を行い、自然環境の保全と町の均衡ある発展を図るため、町土地利用対策委員会を設置し調整を図っております。この委員会では、土地利用事業といいまして、施行区域が1,000㎡以上の区画形質を変更する事業の承認や、自然環境の保全に著しく影響を及ぼすものと認められる資源の採取または施設の設置などの事業を計画している場合には、事前に審査申出書を提出していただき、委員会で審査をし、事業者は委員会の同意を得た後、事業を実施しなければならない規定となっております。

御指摘の土地は、土捨て場として利用され整地されましたが、その後、砂利置き場として利用、現在に至っております。砂利置き場利用に関しては審査の対象から外れるため、土地利用の面からの指導等を行っておりませんが、この土地ばかりでなく、土地利用に対する現

状での諸問題については、環境の面からも逐次現場を確認し、各担当課と連携しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 再質問をお願いします。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 長塚です。

よく財政の中で、私たちが一番身近なのが一般会計ということになると思いますが、あと、いろいろな事情で特別会計という枠がございまして、あと基金という形で、先ほども町長から、基金から取り崩しとかという表現されていましたが、この3つぐらいの財政の現状といえますか、どういう関係の中で町が動いていくのかというようなこと、簡単に結構ですが、お知らせいただきたいなと思います。

○議長（板谷 信君） わかる、質問。もう1回質問。

○1番（長塚 誠君） 財政の中に一般会計という私たちに身近な枠組みがございまして、あと特別会計というのが時々審議されてございます。あと基金というものが先ほども出てまいりました。この3つの財政規模といえますか、財政の運用の内容といえますか、そのことをちょっと。

○議長（板谷 信君） 数字だよな。

○1番（長塚 誠君） はい。

○議長（板谷 信君） 一般会計、特別会計の大きさと、それから基金の基金残高ですよな。総務課長。

○総務課長（西村 一君） ただいまの長塚議員の質問にお答えいたします。

先ほども町長の方からお話ししましたように、一般会計ですと先ほど言いましたように55億1,300万という形で会計の方はなっております。

基金の残高についてですけれども、23年度残高、ざっとですけれども、基金が38億ありまして、借入れは60億あります。ですから、ざっとですけれども、そのような状態であります。

（「特別会計」の声あり）

○総務課長（西村 一君） 特別会計、個々のですか。

○議長（板谷 信君） 特別会計の予算規模。

○総務課長（西村 一君） 特別会計の方の予算ですけれども、国民健康保険特別会計が、歳入歳出当初予算ですけれども9億3,270万円になります。

それから、後期高齢ですけれども、特別会計ですけれども1億1,810万円、歳入歳出同額です。

続きまして、簡易水道事業ですけれども、特別会計ですけれども2億4,600万円。

それから、いやしの里特別会計ですけれども、4,640万円ということになります。

あと、いやしの里会計が1つあります。失礼しました……



○議長（板谷 信君） いや、言ったよ。あと、温泉と介護保険。

○総務課長（西村 一君） 温泉会計ですけれども2,910万円。

介護保険特別会計ですけれども10億9,190万円となります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） ありがとうございます。

こういった財政規模の中で財政運営がされているわけですが、今後、義務的経費といいますか、年間の費用で予算がいっぱいになってしまって、時代の変化の中で新しい必要な事業とか、そういう未来への投資とか、そういったことが当然出てくるわけですが、そういった中で、そういった政策的予算を確保していく工夫とか努力とかが問われていくと思うのですが、その点と、それから、町長の今後のお考えということと、それからあと、先ほど茶価の問題とか……

○議長（板谷 信君） 長塚議員、一問一答にする。

○1番（長塚 誠君） はい。

○議長（板谷 信君） 一問一答の方がやりやすいと思う。

○1番（長塚 誠君） では、以上。

今後の財政運営のことにに関して町長のお考えを。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今後の状況はということですが、今におきましても毎年度地方債を発行して何とか行っている状況です。

長塚議員が言われる、政策的経費に回せないのではないかというお話があるんですけども、今の現状におきましては、経常的経費の削減とか基金の取り崩し、先ほど出ました基金の取り崩し、それから債券の発行、起債ですね。起債を起こしたり、あと、国や県の補助金をいただいてやっていくというような財源で何とかやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 長塚議員、ちょっとお聞きしたいんですが、先ほど一般会計でいうと55億1,300万、今、特別会計、いろいろ予算の額を申し上げたんですが、自由に使える、そのときによって、予算の枠以外でそういうものがあるのかというお尋ねなんです。そこがちょっとわかりにくかったんですけども。

○議長（板谷 信君） どうですか。1番。

○1番（長塚 誠君） 予算の中で、政策的、弾力的運用可能な予算みたいな部分がつくれるのかどうかという形だったんですが。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほども申し上げましたように、年間の使える枠というのはその予算

の中で決められていくものですから、予算の外で使えるものというのではないわけでありますよね。その予算の中で、先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、投資的経費と言われるものが8億どのくらいでしたか、14.何%かということ申し上げましたけれども、これが経常的経費以外で、いわゆる投資的経費として、政策的な投資ですとか住民の要望にこたえていく部分になってくるというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） ありがとうございます。

あともう1点が、先ほど茶価の問題とかマーケットの話が出たと思うんですが、いわゆる市場圧力といいますか、茶価が厳しいというのは、本当にマーケットのメッセージといいますか、あるいは寸又峡温泉なんかの売り上げとか、民間の経済指数がすべてマーケットの反映ということになるのですが、やはりこういったマーケットを認識した財政というんでしょうか、やはり相当厳しいマーケットになっておりますので、企画課では、お茶の市場調査、市場開拓というような表現をされていますが、本当にそういった取り組みをしていかないと市場圧力に抗し切れないというか、有効な事業反映ができない、結果が出ないというようなことになってくると思いますので、ぜひ市場の認識といいますか、そういうものを財政に反映させていただくという、そういうようなことも今後必要と思われませんが、町長に……

○議長（板谷 信君） それ、税収の確保の部分ですか。市場が悪くなると税収が落ち込むもので、安定的な税収が得られるような形ものを考慮して財政計画立てているのかという質問ですか。それとも……、どうぞ。

○1番（長塚 誠君） そうですね。議長さんおっしゃることと、あとは、やはり有効な事業として取り組めていけるかどうかということ。

○議長（板谷 信君） 答弁できれば答弁してください。

○町長（佐藤公敏君） 要は民間の活力に資する、そういう事業をもっと展開すべきではないかという議論だと思うんですが、まさにいろいろな支援的な事業、あるいはインフラ整備の事業にしましても、その民間の活力に資する、住民の皆様の生活の向上に寄与するという視点で事業を計画し、組んでいるわけであります。

物によって、必ずしも住民のそういった部分に計画どおり反映し切れていないものについてもあることは現実だというふうに思いますけれども、思いとしては、住民の意向を十分反映しながら、そういう中で住民の皆様方の事業活動、あるいはその生活に資する、そういう事業を展開していきたいという思いで予算編成をやっているところであります。優先順位をつけながらですね。

○議長（板谷 信君） 長塚さん、手を挙げてください。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 財政の質問は以上です。

引き続きまして、土地政策のことに关しましてお願いいたします。

町の不動産、また、土地がいろいろな形で荒廃していくといいますか、そういうような状

況を何とか防ぎ、いろいろな形で利活用を図っていただく中で町が動き出し、それから活性化していくということが望まれるわけですが、例えば森林ですと、材木は従来からありますが、あと観光・レジャーとかの活用とか、あとは酸素を供給しているからという環境の訴えとか、そういうような形で森林の保全と活用を図ってくださっていると思いますし、農地も耕作放棄地への取り組みを産業課さんの方で始めてくださったりしておりますが、より生活に密着したテーマとしては、先ほども言いましたが空き家の利活用ということだと思っております。

ホームページにデータが例えば出ていても、なかなかそれだけでは実際には利用者が動きにくいということがあると思いますので、そういった問い合わせに対しては、必ずカウンセリングとかそういった業務が同時に背景で行われていけば、本当に川根本町にお住みになりたい気持ちの確認とか意思の確認とか、あるいは既に移住された方々の今までの様子をそういった方々からお伝えするとか、そういった一種のお見合いみたいな形になっていくと思うんですが、そういったカウンセリング業務が背景にあれば、より具体的に動きがとれますし、町にふさわしい方をお迎えするということが可能になり、定住率も高まっていくのではないかと、そういったことがあり得ると思います。

町の方でも計画されている体験とか交流とかということも、同時に、こういった日常的な業務として有識者会議みたいな、そういった組織をどういった形でというのは、まだ、きょう現在申し上げられませんが、ぜひお願いをしていきたいなと思います。あとは、やはり非常に土地・建物とかといいますといろいろな問題が生じてまいりますが、そういったものもこういったところで整理をして対応していければよろしいかなと思います。

あと、こういった意思を、やはりふるさとを愛する気持ちで、多くの方に川根本町に住まわっていただきたいというメッセージを広く伝えるためにも、看板の設置とか、やはり一歩踏み込んで、お迎えをしたいというような町の意味もやはり表明していただければ、この事業が前に進んでいくのではないかと思われますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（板谷 信君） あ、もう少し質問を整理してもらったほうが答弁しやすいじゃないかなと思うだけ。どれとどれとどれを聞くのか。どっちにしても空き家対策ですよ。

○1番（長塚 誠君） はい、そうです。

空き家対策に関しまして、現状の計画と、それから今後の取り組みについて、再度もうちょっと詳細を教えてください。

○議長（板谷 信君） 具体的なね。町長。

○町長（佐藤公敏君） いずれにしても、今年度、空き家バンクなり、いろいろな定住対策を進めていこうということで事業を立ち上げていくわけですが、これは、基本的に大勢の人に入ってきていただいて、その地域の中に溶け込んで居住していただきたいということで進める事業でありますので、当然、入ってきていただくためにはこの地域を知って

いただかなければなりませんし、その居住環境も見ていただかねばいけません。

そういう意味で、今後の検討でございますけれども、体験居住というようなものを取り入れられたり、あるいは、今言った長塚議員のカウンセリング、当然そういうことも伴っていかないと、なかなか現実問題として居住には結びついてこないということもございます。

それから、この町には、ここ20年ぐらいを見てみましても、都市部から移り住んでこられてこの地域で頑張っておられる方も大勢いらっしゃいますので、そういう方々との体験といえますか経験をお聞きしながら、よりこの事業が効果を上げていけるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 空き家対策につきましては、それぞれの所有者の権利というものがございますものですから、なかなか難しいところがありますが、それこそ受け入れ側としましても、地域の住民の皆様、それからNPOの団体とか事業者、行政ももちろんですが、そういった方々を募った対策委員会というのですか、そういったものも検討する必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 空き家問題の最後の質問ですが、地名にある若者定住住宅にお住まいの皆さんも、年齢枠が、居住のルールがございますようで、その後も当町に住みたいという希望をお持ちの方も多くいらっしゃるということで、その方々も早目にそういった手当てを、準備をしていきたいということをおっしゃっておられるようですので、その辺の相談窓口というのも、また先ほどの提案したような組織の中で行われていければと思っておりますが、その辺の御配慮もまた、若者定住の担当の方にも御留意いただきたいところだと思います。

○議長（板谷 信君） 若住の。どっち、手を挙げて。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先般、選挙でも同様の御意見というか、いただいたわけなんですけれども、若者定住住宅、これについては年齢等制限があるということもあります。全般的な町営住宅の政策の中で、例えば住宅用地の確保とか、そういう面も合わせた中で、また、ある一定の住宅が、例えば、引き続き住居、生活できるかどうかとか、そういう所有を含めた中のそういう検討も今後の中においてはやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） ありがとうございます。

あと、公共用資産の問題ですけれども、公有地にあるべき施設がそうでなかったり、あるいは逆に利用されていない町有地がまた幾つかデータの方にもございますので、行財政改革の一環として、その辺の整理を今後取り組んでいただければということをお思いますけれども、行革の分野ということになります。取り組みを。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 財産管理の問題だと思いますけれども、未利用地につきましては、必要な方があれば、できるだけその方に払い下げをするように今のところやっております。

また、用地取得につきましても、できるだけそういう形で、地権者の方が売買していただけるという方につきましては、それに対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1 番。

○1 番（長塚 誠君） ありがとうございます。

最後に、先ほど、土地利用事業の水川西川原地区の状況を御説明いただきましたが、わかる範囲で、どうしてこういう状況で、放置と言ったら言い過ぎかもしれませんが、もともと農地だったりした場所があのような状況で長く使われているのか。それを、行政指導といいますか、是とするのか、その辺の経緯というか、わかる範囲で認識をお聞かせいただければと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 先ほど町長からも説明、答弁がありましたとおり、砂利置き場の利用につきましては土地利用委員会の審査の対象外というようなことでこれまで至った経緯がございます。

それはそれで、現在の土地利用につきまして、所有者ですか、民間、借りる側か貸している側の問題かと思っておりますが、調査をしまして、また問題等ございましたら指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1 番、長塚君。

○1 番（長塚 誠君） 以上にて私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで長塚君の一般質問を終わります。

続いて、2 番、中澤君の発言を許します。2 番、中澤君。

○2 番（中澤 莊也君） 2 番、中澤 莊也です。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、教育行政の推進についてということで、次の4点について伺います。

1 点目は、川根本町の教育、特に学校教育であります。それを推進していくに当たっての指針となる平成24年度における教育政策について伺います。

小規模校においては、先生の目が児童・生徒の一人一人に行き渡り、極めて細かな学習指導等ができ、一人一人の個性を尊重した教育ができる等のよさが挙げられている反面、切磋琢磨する力に欠け、自分の思いや考えを自分の言葉で人に伝える力が乏しい等の指摘もあります。

そこで、2点目には、教育行政のトップに立たれる教育長は、小規模校のよさ、課題等をどのようにとらえ、どのように考えておられるのかを伺います。

3点目は、今後、児童の減少に伴って編制されていくであろう複式学級、増加傾向にある軽度の発達障害等を持った児童・生徒に対する対応について伺います。

4点目は、教育長が不在であったこともあり、踏み込んだ議論がなされないでおりました小・中学校の統廃合の問題を含めて、児童・生徒の減少に伴う小・中学校のあり方について伺います。

次に、青部吊橋の保存・活用についてということで、次の4点について伺います。

昭和9年に大井川電力株式会社の手によって設置され、昭和14年には日本発送電力株式会社の管理下に置かれ、昭和26年からは中部電力株式会社の管理となって現在に至っている青部吊橋。当時は青部に中電の社宅も多くあり、職員がそれを利用して大井川発電所に勤務した橋であるだけでなく、青部の人々が対岸に渡るために欠かせない重要な生活道路であったその吊橋が、今、平成23年7月の台風6号による出水時に、流木がワイヤーにかかり、流水阻害を起こしたことにより、橋脚部分が河川敷にあることが露呈し、不法占有物として早期撤去の指示が出されている状況にあります。

しかし、県でも、地元の人たちの強い思いや町の意向等を受け、以前の強硬姿勢ではなく、町の今後の考え方や意向に沿った形で青部吊橋の撤去等については考えていきたいという方向に動いているようであります。

そこで、大井川の電源開発の歴史を語る貴重な文化遺産としての価値だけでなく、川根本町の基幹産業である観光業の振興、総合計画にうたわれている交流人口の増により地域の活性化を図るために欠かすことのできない町の大切な資源と考えます。

1点目は、町は青部吊橋の近代遺産としての価値をどのように考えているのか。

2点目は、青部地域の人たち全員の吊橋を残したいという切なる思いにどのようにこたえていくのか。

3点目は、1年半後に再開される護岸工事までの間、町は吊橋の維持管理を中電から引き受けていく考えはないか伺います。

4点目は、撤去やむなしに至った場合、観光資源、交流人口の増を図り、地域、ひいては町の活性化を図る観点から、青部の吊橋を新しくかけ替える考えはないかを伺います。

最後に、高齢者等の福祉の推進ということで、高齢者等の見守り、ネットワークの構築に欠かすことのできない大切な制度であります配食サービスの統一の問題を中心に、次の3点について伺わせていただきます。

1点目は、旧町単位でサービス内容や利用者負担の異なる配食サービスの制度をどのように統一し、いつごろ新しい制度を立ち上げていこうとしているのかを伺います。

2点目は、これらの制度を支えているボランティアグループに対する町の支援内容等について伺います。

3点目は、町は災害ボランティアや認知症サポーターなどを育成するための様々な講座を開設したり、制度の周知に積極的に努められていらっしゃいますが、育成したこれらのボランティアの組織化や有効活用をどのように図られているのか。現状、課題、今後の方針等について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ここで休憩といたします。再開は午後1時からです。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時59分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

2番、中澤君の質問に対し、教育長の答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉山広充君） それでは、中澤議員の質問にお答えいたします。

まず、町教育行政において目指すことは、将来、川根本町でも日本国内のどこでも、世界のどの国へ行っても、自分の力で、自力でたくましく生きていける子供の育成ということです。

では、平成24年度の教育施策を大きく2つにとらえ申し上げます。

まず、基本となるのは学校教育だと考えています。その中で、問題を自らの力で、自力で解決していこうとする意欲。つまり自ら学ぶ意欲、これを育成したいと思っています。

学校において中核をなすのは、言うまでもなく授業です。授業においては、知識・理解の能力、思考力、判断力等々の育成が求められています。私は、特に考える力、思考力の育成を主に考えていきたいと思っています。心の面では、優しさのある子供の育成に努めていきたいと思います。

次に、生涯学習について申し上げます。

この地域に住んでいる町民一人一人が、自分の人生を豊かに送るために実践していく学びだということをベースに置いて推進していきたいと思っています。

年齢、職業、性差など関係なく、自分の思いや考えを生かして、伝統芸能、歴史・文化、スポーツ、レクリエーション等々に取り組んでいくことが大切だと考えています。この推進に当たっては、他者と比較するのではなく、あくまで自分自身を高めていくということで、自分に合った活動ができるよう配慮をして推進していきたいと思っております。

次に、2つ目の質問ですが、小規模校のよさ、課題についてどのように考えているかということだと思いますが、最初に、小規模校のよさについて私の考えていることを申し上げます。

まず、1つ目ですが、授業において教師は一人一人へ十分に目を配ることができます。一

一人一人の能力に応じた支援・指導ができます。

2つ目は、授業において子供たちは自分の思いや考えを何回でも発表することができます。可能です。

3つ目です。体育、家庭科等の授業では数多くの実技を繰り返すことができ、特に理科学習においては、一人一人が自分の実験装置、マイ装置を使って学習することもできます。

今、具体的に3つ挙げましたが、子供たちは自分自身の力を自ら伸ばすことができやすいと考えています。

次に、小規模校の課題について私の考えを述べます。これはあくまでも私の経験した中の思いです。

大人数の学級と比べると、やはり授業においては多くの友達とふれあいが少なくなり、これは絶対数が足りませんのでこれになると思います。したがって、一人一人の思いや考えを出し合い、ぶつけ合い、練り合いを高めていくということが若干弱くなると感じています。

しかし、本町の教師は、子供たちの指導において、あるときには教師の立場、あるときには子供の立場に立って活動をし、授業展開の工夫を図っています。あるときには子供の立場に立って発言をするということです。

3番目です。複式学級、特別支援学級への支援について申し上げます。

最初に、複式学級について申し上げます。

現在、町内では中川根南部小学校で1学級実施しています。2年生5人、3年生5人の計10名の編制です。これは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第3条によるものです。この法律によりますと、川根本町では南部小学校の4年生と5年生、中川根第一小学校の2年生と3年生も該当しています。しかし、県教育委員会から複式解消加配教員を配置していただいております。

南部小学校では、複式学級にかかわる教育課程を円滑に運営するために、全職員が連携・協力して研修を深めています。

また、少人数指導がしやすい、異学年で学ぶというよさを生かし運営しています。具体的に申しますと、教科指導における同単元指導、年間計画の工夫、学校行事の工夫、保護者との連携等を強化しています。

今後も複式学級の実施が予想されますが、早い段階から県教育委員会に教員加配をお願いしていくという思いで進めています。

次に、特別支援学級について申し上げます。

現在、町内では中央小学校、本川根小学校、中川根中学校、本川根中学校でそれぞれ1学級開設しております。いずれも知的支援学級です。一人一人の子供の能力に適した教育を推進していくことは言うまでもありません。県配置教員に加え、町支援員を適正に配置して子供の学びの充実を図っているところです。今後も、すべての子供に充実した教育を保障するよう努力していきたいと思っています。



次に、4番目です。

児童・生徒の減少に伴う小・中学校のあり方についてという問いだと思いますが、まず、子供が減少してくると学校統合の話が出てきます。まず考えなくてはならないことは、川根本町の現在の子供たちにとって、また、今後生まれてくるだろう子供たちにとってどんな学校が必要なのか、幸せにつながるのかということを考えていかなければならないということです。

小規模校には小規模校のよさ、中規模校には中規模校のよさ、大規模校には大規模校のよさがあると思っております。学校統合については、子供たちの学びの場である学校の機能を高め、子供たちの教育条件をよりよいものにしていくという教育的観点から、地域の実情に応じ適切に判断していかなければならないと思っております。その際、集団の中で教育を行うことの効果、通学距離や通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、保護者・地域住民の思いや願いを総合的に勘案していくことが大切だと現在考えております。

以上のことから、これらを推進していく際には、これにふさわしい組織をつくり、慎重に進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 中澤議員の一般質問にお答えいたします。

2番目の、青部吊橋の存続・活用についてということであります。

青部吊橋の近代遺産としての価値をどのように考えているかとの御質問であります。

近代遺産には、近代化遺産と近代化産業遺産の2つがございます。近代化遺産とは、製鉄所、造船所、製糸場などの工場設備や機械、鉱山、橋、ダム、トンネル、発電所、鉄道などの建物、さらには河川施設や港湾施設など、幕末以降の日本の近代化を支えた総体を文化遺産として文化庁が指定するもの。近代化産業遺産とは、幕末・明治維新から戦前にかけての工場跡や炭鉱遺跡等の建造物、画期的製造品、製造品の製造に用いられた機器や教育マニュアルなど、日本の産業近代化に貢献した産業遺産としての価値を経済産業省が認定したものと認識しております。

町では、文化財保護条例で、建造物、絵画、彫刻、工芸品などで町にとって歴史上または芸術上価値の高いものを、所有者の同意のもと町指定文化財として指定し、その保存及び活用に努めているところでありますが、青部吊橋について、現時点での文化財としての価値は見出していませんし、町文化財保護審議会でも話題となった経緯はございません。

次に、青部地区の人たちの吊橋を残したいという思いに町がどのようにこたえていくかという御質問ですが、現在、河川管理者の県と所有者である中部電力と、吊橋の存続、あるいはかけ替えについての協議を続けているところですが、所有者である中部電力は、吊橋は発電に必要な施設でないため、吊橋を補修あるいはかけ替えすることはできないという方針は変わっておりませんが、今後も協議を継続していくところであります。

次に、吊橋の維持管理を中部電力から引き受ける考えはないかとの御質問ですが、青部吊橋は、御承知のとおり河川占用許可を受けていない吊橋であります。さらに、河川法の基準を満たさない違法な構築物となっておりますので、このような占用許可を受けていない違法な構築物を町が引き受けて管理することはできないものと判断されます。

次の、観光振興目的での吊橋のかけ替えについての御質問ですが、吊橋のかけ替えには多額の費用が必要となります。観光目的で施設整備を行うには、施設が投資額に見合う誘客数が見込めるか、また、観光客が満足できる施設となり得るか、さらに、地元にお金が入る仕組みをつくり、年間どの程度の売り上げがあるかなど、投資額に見合う費用対効果が見込めるかなどの条件を満たすことが必要と考えます。

このことを踏まえて、町といたしましては、観光目的で多額の町費を使って吊橋をかけ替えることは厳しい状況ではありますが、いずれにしろ多額の費用がかかることですので、今後、広く町民の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

次に、高齢者等福祉の推進についてでございます。

旧町単位でサービス内容や利用者負担の異なるこの制度をどのように統一し、いつごろ新しい制度を立ち上げようとしているのかという御質問であります。現在、配食サービスは高齢者の安否確認と食生活の改善を目的に行っておりますが、旧本川根地区と旧中川根地区でサービスの内容が異なり、旧本川根地区では、川根本町商工会に委託し、商工会に加入している業者が調理し配達を行っております。旧中川根地区では、川根本町社会福祉協議会で調理し、各地区のボランティアの皆様が配達を行っております。また、配食日、配達時間、利用者負担金等も異なっております。

このような中、町内同じサービスを受けられるよう内容の統一を検討しております。内容としましては、利用者負担の統一、1日1食、昼食または夕食を最大週3食提供するなどあります。実施につきましては10月からと考えております。

なお、議員の皆様には事前に詳しい説明をいたしたいと考えております。

次に、町は総合計画の中でボランティアの育成やボランティア団体等への積極的支援をうたっておりますが、現状における支援内容等についてという御質問であります。

現在、町では幾つかのボランティアの皆様にご協力をいただいておりますが、主なものを挙げますと、地域における介護予防活動を推進する団体に対し5万円の補助金を支給しております。

次に、配食サービス配達ボランティアであります。旧中川根地区の利用者の昼食を配達しておりますが、これは無償ボランティアで活動をいただいております。

なお、新システムの中で配達経費の支給について検討をいたしております。

次に、話し相手ボランティアですが、様々な理由で外出することが困難である人が話し相手を求めている場合に、自宅等に訪問し、話し相手となる活動をする無償ボランティアであります。

次に、いきいきふれあいサロン事業であります。これは社会福祉協議会が実施する介護予防事業であり、社会福祉協議会に補助金を交付しております。

次に、赤十字奉仕団であります。活動の内容として、高齢者介護予防見守り支援事業の実施、これは先ほどの説明の中の「地域における介護予防活動を推進する団体」の中に該当しております。それから、福祉施設、これは福祉センター、あかいしの郷でのボランティア活動。ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の見守り訪問の実施などが主な活動で、補助金を交付しております。

以上が主なボランティア団体等であります。

次に、町が育成したボランティア、災害ボランティアや認知症サポーター等の活用をどのように図ろうとしているのかという御質問ですが、災害ボランティアに関しましては、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げ、その運営に協力する人たちが災害ボランティアであります。当町では、講座を受講した災害ボランティアコーディネーターが27名登録され、災害ボランティアコーディネーターの会を設立しており、災害の際は全国のボランティアの連絡調整に当たります。

認知症サポーターにつきましては、地域包括支援センターと社会福祉協議会との共催により実施しております。話し相手ボランティア養成講座を受講し修了した話し相手ボランティアが対象者であり、様々な理由により外出することが困難である人が話し相手を求めている場合に、自宅等に訪問し、話し相手となることにより、対象者の心の負担を軽減し、充実した生活が送れるように支援するものであります。

今後も、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や各ボランティアとともに高齢者の見守り体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、教育長の方から平成24年度における教育施策ということで御説明をいただきました。

本年度におきまして、この教育施策の中で特に重点的な目標というのを立てておられるのか。もしそれが立てておられるようなら、それについてお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山 広充君） 先ほど申し上げましたけれども、まず、教育行政といった場合には、大きく分けて、学校教育、あと生涯教育と、そのように分けられるのではないかなと思います。その中で、私は特に学校教育、これが基本だと考えております。もちろん生涯教育を軽視するわけではございません。

その中で、先ほども申し上げましたけれども、中核をなすのは授業なんですね。学校の生

活において、やはり中核をなしていくのは授業時間だと思います。授業そのものだと思います。その中でいろいろな育成の要素がありますね。知識理解に力を入れた授業、あと、資料を使って活用能力を高める授業とか、あと、定着を高める授業とか、いろいろあるんです。

その中で、先ほど申しましたが、思考力、考える力、それは授業の山場と言いますけれども、そのところで育成されるものと私は考えております。ですから、授業の中で重視したいのは思考力の育成と。そのこのところ、簡単に言えば考える力と置きかえてもいいと思います。それをメインにすべてのものを考えていきたいと思っております。

このことは、今、授業について申し上げましたけれども、学校行事等特別活動においてもこのことは当てはまるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） ありがとうございます。

私が教育長にお聞きしたかったのは、例えば、教育行政の中で、今、思考力という、考える力ということの養成が大切だというお話がございましたが、例えば川根本町においては小中高の連携ということで取り組んでおります。そういうものについて、今年は特別に重点的に取り組むとか、複式学級のことについてやるかという、そういうようなことをお聞かせ願いたいという御質問をいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、中澤議員さんがおっしゃられたこと、当然のことだと思っております。小中連携、あと、複式教育ですか、あと、中中さんが指定校になっております人権教育等々、これは当然のことです。

しかし、その中で私がどの学校においてもということ今申し上げました。それらはすべてやらないではありません。それらもちろん実施していくと、そういう考えで願ひしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） ありがとうございます。

それでは、教育長に再度質問させていただきます。

○議長（板谷 信君） 中澤さん、お礼は言わなくていい。

○2番（中澤莊也君） はい、わかりました。

小規模校のよさを最大限に生かすということで、課題等も的確にとらえられているようでございますが、児童・生徒の著しい減少に伴って、中学校においては部活動の存続すら危ぶまれるということで、非常に校長先生の中では危惧されておられて、昨年、今年ですか、島田の北中と川根中学が、野球を合同で部活動をやって県大会で優勝するというような快挙がございました。その中で、サッカーをやりたい子供たちがいると。だけど本川根中学ではサッカー部がない。合同でやるにしても、部活動がないところでは合同でできないというよ

うなお話がある校長先生からございましたが、その辺の部活動の継続というのですか、そういう面についてどのようにお考えか伺わせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、部活動の問題に出されましたけれども、今まで人数が多かったときはよかったです。子供の数が減少してきておりますので、今までは部活のそれぞれの部活を維持していくのが非常に難しくなっている、そのように私は把握しております。中には1人とか2人とかというようなことを聞いております。

現在、中体連の方で改正がありまして、他校との連携ですか、連合というのですか、そのチームも認めるということになったように聞いております。昨年度からだと聞いておりますけれども。ですから、例えば本中さんと中中さんが、例えばですよ、柔道がありますよね、本中さんには、中中さんからも柔道と。それで一緒に活動すると。そういうことが可能だと聞いております。ここにおいては各学校の事情がありますので、それぞれ話をさせていただいて、可能ならば進めていけばいいと思っております。

しかし、地区の事情もありますので、そこら辺も勘案していかなければならないと思っております。今までは、あるからその部活をその部活の数だけ継続していく、そういうことが難しいならば、現状に合った部活を考えていくべきだと私は考えております。中中さん、本中さん、それぞれ校長さん、そのような考えをお持ちです。ですから、話し合いの上、進めていきたいと思っております。

いいですか。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、児童・生徒の減少に伴う小・中学校のあり方ということで、統合の問題に含めて御答弁をいただきましたが、それについて再質問をさせていただきます。

今後の進め方として、具体的な組織を立ち上げていきたいというお話ございましたが、これからやはり小・中学校の統合につきましては保護者の考え方というのが非常に大きく、大きなウエートを占めてくると考えられます。

そこで、まだ実施をされておられませんその人たちの意思を確認するアンケートの実施とか、これからどのような組織をつくって進めていかれるのか、具体的な考え方があったらお示しを願いたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 申し上げます。

私が教育長に就任しましたのが6月1日です。それで、きょうまでということで教育行政に取り組んできましたけれども、今のところ、具体的にどのようにとか、細かい細部までは今のところ申し上げるできません。このことについては、やはりはっきりとした考えを持って示さなければならぬと考えております。ですから、そこまで私の思いはまだ至っておりません、申し訳ありませんが。今からそのことについては徐々に進めていくと、そのよ

うに考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、青部吊橋の保存・活用ということで再質問をさせていただきます。

先ほど、町長に青部吊橋の保存についての考え方を伺わせていただきました。青部吊橋は青部の方々が全員残しておきたい。これは地域の財産ということで、そういう強い要望があるということをお聞きしております。

3月22日に青部地区から町の方へ要望書が上がっているということもお聞きしておりますが、それについてはどのような回答をされているのか町長にお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 議員のおっしゃられるとおり、要望書はいただいております。

それで、その後、中電、あるいは管理者である県と協議を重ねてきておまして、まだ結論には至っていない状況にあります。

それで、その協議の中で、河川占用を受けていない、あるいは河川法の基準を満たしていないということですので、地区の方にも説明をしたところ、撤去についてはしようがない。かけ替えをしてくれという要望書が6月になって提出されております。ただ、かけ替えとなりますと、先ほど町長の答弁にもあったとおり多額の費用がかかりますので、今検討中ということでございます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、今、青部の住民の方々から6月に再要望書が提出され、撤去やむなしというようなことで、新しく橋をかけ替えるということで要望書があったということをお聞きしました。

今、町長や筒井課長が言われたように、非常に、新しい橋をかけ替えるには2億という高額なお金がかかるということも聞いております。その中で、半分は観光施設として、もし設置をすれば国の補助がいただける。県からの補助、それと中電さんについても、撤去費用のことを考えれば、新しく橋をかけ替える費用というのは捻出できるというふうに思いますが、その辺について、これは観光振興というですか、地域活性化、川根本町の活性化につながるというものと考えておりますので、塩郷の吊橋等の利用状況を見れば、非常に観光資源としては大切なものではないかというふうに考えられますので、ぜひ新しい橋のかけ替えということも含めて今後検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 観光の補助金を使ってかけ替えられないかという御質問の内容かと思いますが、県の観光施設課、あるいは観光施設課におられた方、こちらの方にお伺いしたんですけれども、かけ替えでは県の観光補助金はないと伺っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、青部吊橋の質問は先ほどで終了させていただいて、高齢者の福祉ということで、ボランティアに関する支援という面でお伺いさせていただきたいと思っております。

今、配食サービスが10月から新しくなるということで、その利用負担も、旧の中川根においては、夕食で火・金ですか、2日間ですので100円というお金でサービスを提供されております。旧の本川根地区におきましては、商工会がお弁当をつくられて、夕食を火・水・金ですか、3日間配られているということで300円ということです。

町が考えられているには、やはり負担の公平ということでこれを300円にしたいというふうなお考えがあるようですが、非常に利用者としてはこの300円が大変ではないかという声も上がってきております。

そして、ボランティアという育成の面で言えば、すべて商工会で業者が配達をしてしまいますと、今、社協から各地区の拠点にお弁当が届けられてきて、そこからボランティアの方々が各個人の家庭へ運ぶ。そういうようなことが実施されております。やはり、ボランティアの育成の面からもその辺を考慮して新しい制度を構築していただきたいと考えております。

それと、今、かわね来風さんですか、NPO法人のかわね来風さんがママタクという新しい事業、見守り事業でございますが、これをやろうということで、町もその中の協議会の席に着いて検討されているということを知っております。ぜひ、高齢者の見守りネットワークの構築にとっては欠かせない事業、むしろ町がやるべき事業であると考えますので、その辺の考え方について、どのような形で今後支援・補助をしていくのか伺わせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 幾つかまとめて質問したみたいな形になっているもので、答えてはくれると思っておりますけれども、1つずつ質問したほうが答えやすいし、またわかりやすいじゃないかなと思っております。

今回のところは、配食のことと、それからボランティアのことと、それからもう一つ、最後はママタク、この3つですね。いいですか。福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 配食につきましてですけれども、旧中川根は、ただいま配食、配達の方をボランティアの方をお願いして実施しておりますが、新システムでも配達の関係はボランティアの方をお願いをするということで検討しております。

○議長（板谷 信君） ママタクっていうのは、何か検討している。

○福祉課長（栗原 卓君） 先ほどの御質問でママタクの関係で話があるということでありますけれども、そちらに関しても福祉課の方に話があったものですから、そちらも検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 配食サービスの利用者の負担の公平性ということで、100円を300円に上げるということで、利用者にとっては非常に負担が増えるというふうに考えます。確かに合併して同じ町において2つの制度があるというのは問題があるかと思いますが、その辺についても、社会福祉協議会でやっていたのを、社会福祉協議会との契約を打ち切り、10月からは商工会にするという。社会福祉協議会の役割としてはボランティアの育成というものがあるかと思いますが、その辺の考え方ですか、10月からの新制度に向かっている考え方というのですか、そういうものについて伺わせていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 配食サービスについては、以前、鈴木議員からも御質問があって、そのときの課題点と同じようなことかと思いますが。

配食と配達という部分の事業であるというふうに考えておりますけれども、以前は見守りというところの中で、そういうボランティア等に無償でお願いするというような事業の部分が多分にあったわけなんですけれども、昨年度から見直しをする中において、配食部分と配達部分というのを切り離しをして、そういう中で考えていきたいと思いますという中で、ボランティアの方とか行政側も、また社協とか、そういうところでいろいろと話を重ねさせてきていただいたというところであります。

1つ、ちょっと私が聞いている範囲の中で、その後どう変わったのかどうかというのはちょっとまだ受けていないんですけれども、今まで受けている中においては、南部の方において週2回、それから、社会福祉協議会が調理してボランティアに無償でお願いしていたという部分がありますけれども、両立するというのですか、例えば商工会さんなどですね、そういうような会員さんの中で、北部のような形でやっていただければ、そういう方向性も探っていきたい。それから、社会福祉協議会の中でお願いしていた部分も、これも継続していただける部分があれば、配達と合わせた中で、それであれば継続していききたい。

ただ、配達の部分については、今まで無償ボランティアということがあるんですけれども、その部分は有償部分というのですか、有償、ある程度の車代とか、そういう部分にかかるというようなこともありますし、そういう部分も含めた中で、それを切り離して考える中で御負担も100円から300円にしていきたいというような、そんな経緯があるというふうに理解しております。

ですから、片方に統一してしまうということではなくして、なるべく継続できるものは継続していただきたいと。今後も、継続というのですか、続いていくような形でシステムを考えていきたいというふうに伝えているところであります。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、副町長の答弁の中で再度確認をさせていただきます。



制度を継続的に続けていくには、当然負担の公平性というのがあるかと思いますが、必ずしも100円を300円に上げるということではないということに理解してよろしいのでしょうか。お願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 利用の制度については、統一される場合において、やはり御負担も統一化をさせていただきたいというものでありますけれども、ただ、これは一方的なものではなくして、利用されている方々というのですか、そういう意向等も調査し、慎重にやってほしいということを指示をしているところでありますけれども。具体的に10月までにそういう部分がまとまったのかどうかという部分については、ちょっと私まだそこまで承知していないところがあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） それはまだ途中で答えられないということ。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 1食当たりのこの300円というものは、まだ決定しているというものではなくて、こういう方向性で行きたいということの中で現在お話をさせていただいているところでもあります。

○2番（中澤莊也君） ありがとうございます。

これで一般質問を終了させていただきます。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

続いて、3番、芹澤君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 改めまして、皆さん、こんにちは。きょうはたくさんの傍聴者の方がおいでになると思っていたんですけれども、若干少なくて残念な気分です。始めさせていただきます。

去る4月15日の補欠選挙で議会に送り込んでいただきました芹澤でございます。改めて各位にごあいさつを申し上げます。

過日の選挙運動中、川根本町の選挙公報紙におきまして町民の皆さんに訴えてまいりました、私の5項目にわたる川根本町をこれからこうしたいというふうな抱負の実現に向けて全力で取り組んでいく覚悟でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、6月議会のきょう、一般質問の場を与えられたことに対し感謝するとともに、同時に、新人議員であるがゆえに、議事の進行上、私の認識の浅薄さゆえに議事の進行に不手際を生じる場合もあると思っておりますので、議長より適切な御指摘、御指導を賜れば幸いと存じます。

それでは、事前通告に従い一般質問を行います。

質問事項は2点であります。

1として、川根本町通信基盤整備事業について。2として、青部バイパスの一日も早い完成を目指して、この2点でございます。

1の基盤事業についての質問の要旨でございますが、本町が推進してまいりました町単独での通信基盤整備事業は、昨年12月の当初、佐藤町長さんの白紙撤回という町の表明を受けた中で、一応はやめるというふうな決着を見たことが、我々も含めて町民全体の認識だと現在考えております。

その後、白紙にした後、この行政というものは連綿として続く行政でありますので、白紙にした次の日には、改めて新しい基盤整備事業を考え、構築していくのが常だと思っておりますけれども、この辺、昨年からきょうに至るまでどのような形で準備をなさっているのか、これをお聞きしたいと思います。

項目につきまして、①、②、③、④とございますが、①番につきましては、昨年の12月議会、私も一日傍聴しましたが、複数の先輩、やめられた方も含めて先輩議員の質問に対し、町長が答弁なされました。白紙というふうに至ったその理由を簡単明瞭にもう一度、恐れ入りますが、この場でその理由について御説明をいただきたい。

②として、事業は白紙撤回に至ったわけでございますが、現在まで川根本町が基本設計に関する費用を支払っているわけでございますが、この支払った経過については、過般の議会、決算議会で承認を受けておりますので、これについてどうのこうのと言うわけではございませんが、今後、このような事業をするに当たり、基本設計なるものが一体何ページのものなのか、何万字単位で何種類の図面なりのようなものがあるのか。これをぜひ、いつ、だれに、どの会社に幾ら払ったのかということをお聞きしたいと思います。

③番目に、私どもが、昨年川根本町、町単独での高速の通信基盤事業ということを行行政が提案してきた中で、我々は川根本町ばかりに住んでいるわけではございませんので、静岡、清水、あるいは島田、藤枝、このようなところに仕事関係で出張する際、なかなか通信基盤事業が整備されていない地域が多々ございます。こういう中で、先般、事前通告に基づいて、恐らく企画の担当課だったと思っておりますけれども、隣接する4市について、いわゆる我々川根本町と同じような地形、人口密度を伴ったような地域が現在どのような基盤整備事業が完結しているのか。この辺は役場の担当同士であれば簡単に情報が得られると思っております、これを調べていただきたいことをお願いしておりました。後で答弁願います。

それから、通信基盤事業を再度進めるに当たり、この前のF T T H方式に関しては、10数名の検討委員会を結成いたしまして検討委員会を何回かやったわけですが、今後、このような事業をやるに当たり、どのような検討委員会、どのような参集範囲・構成でやっていくのか。これも町長の方に明らかにしていただきたいと思っております。

続きまして、2の青部バイパスの一日も早い完成を目指してということで、これは、杉山前町長の時代から、この本会議場で何回か議員の皆様からの質問、行政側からの応答が繰り返し行われておりました。私も議会事務局の会議室をお借りしまして、新町が合併しました平成17年の12月の議会から今日に至るまでのすべての議事録を閲覧させていただきました。

そういう中で、おおむね杉山前町長のおっしゃることには、平成21年度までには恐らく青

部バイパスは完成しているだろうという答弁が多々ございました。その後数年がたって、現在、平成24年の夏を迎えているわけですけれども、橋こそ沢間までかかり、崎平・青部間は開通しておりますが、その間のトンネルと一部舗装道路の整備がまだほとんど手がついていないと。この点について、何で遅れているのか、この理由を担当課なり行政の方から御説明をいただきたい。

②番目として、私も50何年もあの362を使わせてもらっているわけですけれども、いかにせん、崎平から小井平に行く道は発電所の上は極めて狭隘だと。交通事故こそ起こしたことはありませんけれども、夏場とか紅葉シーズンになりますと、あそこが大型バスの大渋滞地帯になって、非常に旧川根本町へのバスの出入り、あるいは大型車両の通行が本当難渋しているというふうなことで、恐らくこれがいわゆる北部地域の観光業の大きな足を引っ張っている一つの要因ではなかろうかというふうな感じもいたします。

それから、当然のことのゆえ、消防、あるいは病人が出た場合の緊急搬送についても、あの道が非常にネックになっているということは、皆さん説明するまでもありません。

それと、私も補欠選挙で当選した4月末に、地元の最大企業でありますケーブルテクニカの石田社長のところを訪ねまして、「突然来て申し訳ない。でも、来た理由はただ一つ。この町からあなた方の企業が出て行ってもらっては困る。そのためにお願いに来たし、では、逆に、出て行ってしまわざるを得ない理由は何かに言っていたきたい」と言ったら、たった2つ。水害問題の解消ができれば、あるいは原料の搬入、製品の搬出、従業員の朝晩の交通の安全を保てるようなものが担保できれば当分この町で仕事をしたい。矢崎総業本体は現在8割は国外にシフトしております。その子会社であるケーブルテクニカの仕事は2割。これは、国外に出してもなかなか製品化できないような特殊な部品をつくっているというゆえに、まだ当面の間はここで仕事をしたいと。

どれぐらい人がいるかと聞きましたら、正規、非正規、臨時、パート、パートのパートまで含めて約400名。これは給料ベースで換算すれば10億に近い。極めて膨大な給料を真水で払っている会社であります。この方々の意見も、すべて交通の緩和に何とかしてもらいたいというふうなことを常々言っております。

このようなことで、町として、これだけの雇用を担保してくれる会社に対して、どのようなこれから町としての応援をしていくのか。この辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、3番目に、役場が資料として出していただきました昭和20年度版の川根本町統計要覧を見せていただきますと、鉄道を利用した川根本町への入り込み客というのは年間20万から22～23万の間を推移しております、さほどの減少は起きておりません。ただ、車両を使った入り込みは平成20年あたりから急激に減っております、恐らく今年あたりは50万も確保できるのがやっとなさというふうな状態になっております。これもやはり道路事情というふうなものが関係していると思います。

このごろ聞きますと、新東名ができたおかげで大型バスの入り込みもなかなか散見される

ようになったという中で、例のあの狭隘なところで、1回来たら懲りてしまうと、二度と来ないよというふうなことも想定されるということを入づてに聞いておりますが、この辺についても見解といいますか御意見を伺いたいと思います。

それから、最後に④といたしまして、これは、島田市が前田部長以下、総合支所と恐らく山村開発センターで説明されたと思うんですけども、平成26年7月より開業する笹間渡の温泉の横のホテル事業ですね、鉄筋4階建ての。年間4万人以上の規模でお客様を収容できるホテルを2年先の7月には開業する。これは、事前説明に参りましたときに、僕らも出席しましたけれども、やめてくれよということは一つも言うことはできません。向こうの桜井さんは、あそこにホテルをつくることにより、身成・家山地区で80余名の正規職員を雇い、それで長期滞在型のホテルをつくと。地域の活性になると。川根本町の方は、私どものホテルに泊まった後、もう一遍そこまでお客さんを誘客に来て寸又の方に連れて行ってもらえば結構じゃないかと。ろくに話もならぬような捨てぜりふを聞きまして、ちょっとこれは心配なんです。

補助金、特例債とか過疎債を使いましてつくられるホテルは、規定により、聞くところによりますと、1泊料金が素泊まりで5,000円、朝飯は900円、昼飯は1,500円、晩飯は2,500円、これは個人のオプションでとれる。そうしますと、食事を少しけちれば2泊3日というふうな滞在も可能になるというようなホテルでございます。

これが完成した暁には、確かに島田はいいでしょうけれども、この川根本町の奥の寸又峡、接岨峡の温泉事業というものは少なからぬ大打撃を受けることは目に見えております。これは2年先の7月ですから、何としてもその間に青部バイパスの早期開通・供用というものを、役場を挙げて、これはすべての町民、我々も含めて全員が賛成してお願いできる事例でございます。どうぞ、佐藤町長を先頭にして、この事業の貫徹に向けて進んでいってほしいという意味で御見解を伺いたいと思います。

以上が質問の趣旨であります。

○議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、芹澤議員の御質問にお答えする前に、新議員の方もおられますので、川根本町情報通信基盤整備事業の経緯について簡単に説明をいたします。

この情報通信基盤整備事業については、新町合併時における新町建設計画の主要プロジェクトとして議会の承認を得て進めてまいりました。プロジェクト名は地域光ネットワークの整備であり、役場庁舎などの公共施設間の光ファイバー網の整備に加え、町内全世帯へも接続し、電子自治体の推進や健康・福祉・防災・教育分野への活用、地上デジタル放送への対応、超高速のインターネット環境の整備を目的としたものであります。この計画が、平成19年3月に策定した第1次川根本町総合計画に引き継がれております。

その後、平成21年度から事業に着手して、基本設計を済ませ、昨年度、詳細設計に着手する時点で、議会の決議を受けて住民アンケートを実施しました。

町ではアンケートの結果を尊重するとともに、主要な財源と考えている合併特例債の利用期限が5年間延長されることが確実と判断し、その時点で提示していた事業計画を一たん白紙に戻し、町内外の格差是正のためにも、高速大容量の情報通信基盤の整備は必要との認識の上に、事業の再構築を進めていくとしているところであります。

それでは、1つ目の質問にお答えします。

事業を原点に戻した直接の理由は、住民アンケートの結果を重視したことであります。しかし、実施時期を遅らせることで、見込んでいる国や県の補助制度は利用できなくなる可能性があることはお知らせしたところであります。

さらに、住民アンケートで、提示している事業計画を必要とは思わないと回答された方が回答者の41.5%に至った理由としては、将来にわたっての財政的不安と、現状のインターネット環境に対する不満が少ないことに加え、町が提供した各種の情報に対し住民の方が疑問を持たれたこと、町の説明が十分ではなかった結果だと考えております。

2つ目の質問にお答えします。

平成22年度に実施した情報通信基盤整備事業の基本設計策定業務については、委託料は565万5,000円、支払日は平成23年4月25日、支払先は受託者であるビーム計画設計株式会社です。

3つ目の質問に入ります。

隣接している地域における情報通信基盤整備事業の進捗状況との御質問にお答えする前に、川根本町と隣接する市町との整備の方法等が異なりますので、本町事業の目的、方法等について説明します。

川根本町情報通信基盤整備事業とは、町が行政の責務として、新町における一体性の速やかな推進や町内外における格差是正といった、合併初期におけるまちづくりの基本的な構想のもと進めてきた事業であります。町内どこの地域にお住まいであっても同様の行政サービスやインターネットの利用ができるよう、それが技術的に対応可能なものとして光ファイバーの整備による事業計画としてきました。

先ほどの説明のとおり、隣接する地域には同様の事業は見当たりませんので、各地域におけるインターネット環境について説明します。

まず、本年度実施する島田市金谷地区、これは北五和地区を除く金谷地区の整備であります。事業主体はN T T西日本、事業規模は約3億円、対象地域内の世帯数は約6,300世帯で、このうち約1,430世帯の加入を目標としているとのことであります。島田市は、補助金として補助対象事業費の6分の1、約5,000万円を支出します。また、県の補助金も同額が見込まれております。

この事業は、整備主体であるN T T西日本が、県の補助事業である光ファイバ網整備推進事業を活用して、フレッツ光ネクスト、利用速度200M b p sのサービスを提供するものです。このため、完了後はN T T西日本が提示する全国一律の利用料金を各利用者が支払い、

NTT西日本所有の設備ですので、その維持管理はNTT西日本が行うこととなります。

また、島田市川根地区及び金谷北五和地区については、こうした県の補助事業を活用してもNTT西日本は整備できない、採算性がとれないとの判断であるとのことから、島田市は今後ともNTT西日本を含む民間通信事業者に整備を強く要望していくとのことであります。

次に、藤枝市の旧岡部町地区は6月16日から、葉梨地区は6月30日からフレッツ光ネクストのサービスを提供するとNTT西日本は公式発表をしております。

浜松市春野地区の現況ですが、フレッツADSLを利用できる環境にあるとのことでした。

静岡市旧安倍6カ村、井川、梅ヶ島等については、平成21年度まではADSLが利用できない地域に対して民間通信事業者に対してのADSL整備補助制度があったとのことであります。現在は、ポイント的に利用できない地域に対しての衛星ブロードバンドの補助制度で対応しているとのことでした。

4つ目の質問にお答えします。

検討委員会等の組織立ち上げについては、3月定例会での鈴木議員からも御質問があり答弁いたしました。

平成22年度に推進検討委員会を設置し、有識者による国や県における情報通信施策の方向性の確認や、民間事業者による情報通信技術の現状と将来予測などといった具体的な説明を受けながら意見を取りまとめていただきました。町及び町議会に対しては、委員会で取りまとめた基盤整備の必要性を認識し、早急に事業計画を策定し、町議会での議論を進める準備に取り組んでいただきたいとの報告も受けています。

そうした段階を踏んで、昨年度の事業推進であったわけですが、全7回にわたる検討委員会での意見交換や取りまとめられた御意見の上に立った議論ができずに、現在の状況に至っております。議会や行政に対して提出された委員会報告書が生かされていないという現状があります。

事業実施の過程において、住民の皆様の御意見を聞くことは重要であると認識しております。しかし、まちづくりの将来像を見据え、それに必要な基盤整備をするためには、有識者や通信事業者などの専門的な御意見が必要だと考えております。そうした組織のもとで基盤整備の計画を策定し、利活用といった部分においては住民の皆様の御意見をいただくという選択もあると思います。

また、事業実施には、合併特例債などの起債や国・県の補助制度の活用、民間通信事業者の協力が必要です。民間事業者の動向も確認しながら、実現可能な事業計画となるよう、もう少し時間をかけていきたいと考えています。

次に、青部バイパスの早期完成を目指してという御質問についてお答えします。

最初に、完成が大幅に遅れている理由についてという御質問でございますが、何を根拠として青部バイパスの工事が大幅に遅れているのか明確ではございませんが、青部バイパス計画は第1期、第2期計画区間に分かれ、青部地区と崎平地区を結ぶ第1期計画区間は平成9

年度から整備を進め、平成15年12月に開通しています。藤川地区と青部地区を結ぶ第2期計画区間は平成16年度から整備に着手しており、バイパス全線の日も早い開通を目指しているところでもあります。

現在、大井川にかかる藤沢橋の下部工事及び上部工事が完成しているといった状況でございます。青部バイパス全線の早期完成につきましては、地域住民はもちろん、町としても強く願っているところであり、関係機関に対しまして、毎年、要望活動を実施しているところでもあります。

青部バイパスは橋の建設やトンネル工事等大きな事業費を必要とする工事が多い上に、近年の社会情勢等から十分な予算確保が厳しい状況にあります。測量・設計等も終了し、用地の取得もほぼ完了しておりますので、今後の進捗度合いにつきましては、いかに予算を確保できるのかということが大きな課題となりますので、一日も早い完成のために、より一層関係機関への要望活動を行ってまいります。

次に、国道362号の小井平・崎平間の一部狭隘区間が存在するゆえの消防、病人の緊急搬送、地元製造企業、観光業の業務に多大なマイナスの影響があると思うが、町はいかに考えているのかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、観光シーズンや朝晩の通勤車両の多い時間帯の交通渋滞、また、大型車両同士のすれ違い困難等により、緊急車両の通行や観光業、製造業等に悪影響を及ぼしているということは間違いのないことでありますので、この状況を早期に解消するために、先ほども申し上げました青部バイパスの日も早い完成のため、関係機関に対しまして要望活動を行ってまいります。

次に、平成22年度版の川根本町統計要覧にあります年度別町内入り込み客数についての御質問であります。

統計要覧による町全体の入り込み数は、平成16年度から19年度までが73万人前後で推移しておりましたが、平成20年度が68万4,000人、21年度が52万人と減っております。しかし、21年度の入り込み客数には、20年度までは集計されていた四季の里の客数14万人が集計されておきませんので、これを加えると66万人となり、全体としては緩やかな減少傾向と見ることができるとおもわれます。

自動車利用者の入り込み客の傾向を、春と秋に行っております交通整理の車種別通行台数をもとに見ますと、オートバイは増加傾向で、乗用車は年によるばらつきが見られますが減少傾向、観光バスについては減少が続いております。観光バスの減った理由として考えられるのは、SLを使ったツアーバスが新金谷と家山間の利用が多くなったことが主な要因と見られます。千頭まで乗らなくなった理由としては、SLに長い時間乗ると飽きること、家山から千頭間の街道に立ち寄りできる施設が少ないこと、それから、団体に食事のできる場所がない等が主な原因と考えられます。

議員のおっしゃるとおり、道路事情が関係している部分もあるかと思われませんが、定量的に判断のできる統計資料等もございませんので、旅行エージェントにお聞きした中で、寸又

峡へ大型バスが入れないことのマイナスと、街道沿いに団体で食事できる場所がないのでコースは組みにくいということと伺っております。交互交通の不便さの話は伺っておりませんので、崎平・小井平間の交通事情が観光バス減少の主な原因ではないと考えております。

しかしながら、近隣市町の住民にとって、崎平・小井平間の道路が、川根街道は道が曲がりくねって細くて運転が大変であるというイメージを与えており、観光面で非常に大きなマイナス要因であると認識しております。

次に、川根温泉隣に完成する滞在型大型宿泊施設について、道路事情との関連についての御質問ですが、川根温泉に併設する宿泊施設につきましては、湯治目的の長期滞在型の客をねらっていると聞いておりますが、団体ツアー客の利用もかなりの部分あると思われれます。大型バスに限らず、道路事情が悪いのは観光業にマイナスになりますので、地名地区から上流の魅力ある施設のPRと、マイナスを上回る様々な魅力づくりをするとともに、魅力あるたまり場をつくっていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 関連質問をさせていただきます。

1の項目についての町長答弁の①、②、③、これは誠に明確なお答えでありまして、そのような形で白紙撤回したということで認識いたしました。

④番目の今後の進め方について、町長の答弁にありますように、参集範囲をありとあらゆる各層、教育分野、農業分野、林業分野、あるいは高齢者で現在、長生会の方、あるいは子ども会の代表者の方、いろいろなありとあらゆる階層、年齢構成からこういう方の参画を促して参加していただきまして、とにかく基本的には一番合理的で、かつ速やかで、かつ町民に将来にわたり負担のなるたけ少ないものをつくっていくという気構えで努力されることを願います。

それから、町長答弁の中で一部ございましたけれども、こういう全町的な敷設事業の中で、どうしてもカバーできないような、例えば、例を挙げれば寸又の奥の温泉地帯、これはある程度スポット的な意味でも、町が、あるいは町民の大多数が、あそこは観光地だから特別なルートでも基盤整備事業やったらどうというふうな合意をですね、町民が賛同し、この議会で議決すれば、スポット的にでも、そういう難視聴の地帯は、全町的な整備が終わるに先んじて設置も可能だと思います。この辺は慎重な判断と町民の意見をベースにしながら進めていただければ結構だと思います。

続きまして、2番目の、青部バイパスの早い完成。これは町長の意見も私の意見も全く一致しているということで、非常に納得したわけですがけれども、陳情、お願いという町長の原質の中にありましたように、現在あるかどうか、ちょっと私も調べなければわかりませんが、この青部バイパスに限って、新たな、町長を頭とした期成同盟みたいなものをつくっていただきまして、行政、議会、町民、あるいはこの町と経済産業にかかわるすべての企



業の願いをしながら一刻も早い開通をお願いしたいというふうに思います。

私の一般質問はそれにて終了いたします。

議長、少し時間の余裕がございますが、事前通告なしの、ちょっと……

○議長（板谷 信君） 事前通告なしの一般質問は許されません。

○3番（芹澤廣行君） じゃ、私の一般論としての発言もだめですか。

○議長（板谷 信君） 無理です。

○3番（芹澤廣行君） 無理ですか。わかりました。

では、ちょっとしつこいようですけれども、町の一般情勢ということで議員の立場から発言することも許されませんか。

○議長（板谷 信君） できません。

○3番（芹澤廣行君） できません。はい、わかりました。

○議長（板谷 信君） これで、2番、芹澤君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

（「3番」の声あり）

○議長（板谷 信君） だって、もう一般質問ないですよ。

（「2番って言った」の声あり）

○議長（板谷 信君） ああ、3番。2番は中澤君でした。

それでは、ここできょうの一般質問は終わります。



## ◎日程第2 議案第35号 川根本町まちづくり基本条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員会委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定についての付託を受け、6月21日午前9時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、川根本町まちづくり基本条例の制定についての概要について、担当課職員より説明を受けながら進めました。

この条例は、平成21年11月に設置された川根本町まちづくり基本条例策定委員会により、多くの町民の方々の御意見を聞きながら、延べ22回にわたる会議を経て提案されたものです。

が、まちづくりにかかわる町民・議会・町がそれぞれの役割を果たし、協働のまちづくりを進めることを目的として制定されたものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、委員、条文の前文の目指している「理想」の意味はどこを指しているのかとの質問に、職員、基本理念や原則、協働の仕組みを明らかにし、町民・議会・町が一体となってまちづくりを進めることを理想としている。そのことを前文で宣言しているものであるとの回答。

委員、第3条の「まちづくりの参画」について、具体的な政策はどの質問に、職員、条例では、様々な規則や要綱に具体的に定められているものについて、それぞれの方策について述べているものではなく、総合的に「まちづくり」に参画していこうという精神的な部分を定めたものであるとの回答。

委員、第10条の「行政サービスに伴う負担を分任」については、町民に威圧を与えることにもなりかねないと思う。負担を知恵や労力も含むという説明だが、行政サービスを受ければ負担は当然だという解釈になるのではないかと危惧しているとの質問に、地域の草刈りや防災活動、ごみの分別なども含まれ、町民の状況に応じてそうしたことも負担してもらいたいという意味であるとの回答。

委員、第10条のこの部分は、次回の見直しの際に「見直す」ということを記録してとめておくべきではないか。特に自治会で出不足金などを定めている事例などについては、誤解を招かないようにこの条文の見直しをお願いしたいとの要望に、職員、今の御意見については記録として残すことで、条例の見直しの際に参考としたいとの回答。

委員、第16条のコミュニティに対する支援について、自立性と支援が矛盾していると思うとの質問に、職員、尊重という言葉で意味をやわらかくしているのとらえているが、逐条解説文の中で少し表現の修正をしていきたいとの回答。

委員、第21条の職員の「地域の一員として」という文言に対し、町外に住居を構える職員もおり、整合性がないこともあるのではとの質問に、当然、消防等の有事には町に対して地域の一員として活動するというもののほか、職員は地域の一員として活動する部分も多くあることを御理解いただきたい。職員の住居に関しては、自分たちは一概に申し上げられない部分でもあるとの回答。

委員、第30条は、地方自治法上の住民投票ではなく、町長の考え方で条例を提出できるか。「住民投票の結果を尊重する」の意味は。法的拘束力はあるかとの質問に、職員、町長は、地方自治法の住民投票とは別に、議案として条例を提案することができる。法的な拘束力はないが、当然、結果を尊重して政策を決めることになる。結果に対しては、地方自治法のような決定的な効力は持っていないとの回答。

委員、まちづくり基本条例策定委員会は今後も継続していくのかとの質問に、職員、この委員会は策定委員会なので解散するが、新たに「検討委員会」等を立ち上げて、見直し等に

について検討することになる。逐条解説にもあるが、様々な方法を検討して条例の見直しを進めていきたいとの回答。

委員、全体的に川根本町独自の計画づくりについても条例に盛り込まれているとよいと思うが、この条例を形骸化させないよう、今後の取り組みが大変重要である。また、条例の内容が解説を読まないと理解できないような部分もあるので、今後、条文を見れば理解できるなど、文言の簡略化についても取り組んでいただければよいと思うとの要望に、職員、牧之原市等の先進事例を参考に、取りつきやすい漫画などの資料を用いて住民に説明するなど、様々な方法を考えて、町民にわかりやすく条例を紹介していきたいとの回答。

質疑で以上のようなことが確認されました。

審査が終わり、採決は起立によって行われました。

採決の結果、全員賛成で議案第30号は原案のとおり可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第37号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第3、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての付託を受け、6月21日午前11時10分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての概要について、担当課職員より説明を受けながら進めました。

この改正は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る一部改正と介護納付金課税被保険者に係る部分の税率等の一部改正をするものです。

担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、委員、単年度収支で支援と介護で平成22年度はプラスだったのが、平成23年度になってマイナスになった要因はとの質問に、職員、後期高齢者に係る医療費や介護給付費などの増加により国保が負担する支援金や納付金が増加したことと、平成23年度の税率改正において支援分税率等を引き下げたことが主な要因であるとの回答。

委員、単年度でなく、数年を見越した保険税の改正もあるのではないかとこの質問に、職員、複数年度の見込みを持って改正することも一つの考え方であるが、なるべく単年度の中で考えていきたいということであるとの回答。

委員、今年の行政の対応で支援分と介護分で率を改正するが、その金額については、支援分については税率を変えないと800万足らなくなるので、500万を税金で、残り300万を基金で補うこととしていること。また、介護分については税率を変えないと560万ぐらい足らなくなるので、全部税金を上げたいということではどうか。また、医療分については、税金は変えていないが、理論上、税金で賄う額はどのぐらい必要なのか、その必要額を知りたいとの質問に、職員、300万の基金はそのとおりです。税率を据え置いた場合に必要額は1,874万7,000円（23年度の調定額の減少分が594万7,000円と税制改正で据え置きとなっている基金の繰り入れの見込額の1,280万円を合わせた額）+8,584万3,000円（23年度に据え置いた場合の保険税の23年度調定分）は合計1億459万円となるとの回答。

委員、2,900万円ぐらいの滞納があると聞いたが、公平性の観点から徴収率の向上を目指すと思うが、町としてはどのように考えているかとの質問に、滞納については、納税者の意識の変化等に伴い、様々な方法により対応を考えていきたいが、足を使って訪問等により徴収体制を整えていきたい。その家に足を運んで話を聞くことにより、解決も図れると思

うとの回答。

委員、保険税を上げる必要はなく、現在の税率で十分できるはず。社会保険料と比較しても国保は率が高過ぎると考えており、一般会計からの繰り入れを実施して運営すべきではないかとの要望に、委員、一般会計からの繰り入れを否定するものではないが、理論的な順番として、税金、基金を使って運営するのがまず先だと考えるとの委員からの意見があった。

以上のようなことが確認されました。

質疑が終わり、採決を行い、採決は起立によって行われました。

採決の結果、議案37号は賛成多数で原案どおり可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 3番、芹澤です。

過般の第1常任委員会を第2委員会のメンバーとして傍聴させていただいたんですけども、そのときに私言えばよかったんですけども、例年、行政側から、この本会議で議決をした後、緑の封筒で国保の詳細が各家庭に送られるというのは今年も同じようなパターンだと思うんですけどもね。そのときに、ここで決められたことで、町民は、今年はどういうふうな税金を納めればいいのかというふうな認識の中で納税活動に入って行くわけですけども、もしでき得ればの話ですけども、町民課長さんをお願いしたいのは、今度の改正点について、上昇分については医療費が非常に多かったと。それから、介護保険についても利用率が多かったと。

しかし、これは行くなということは口が割けても我々は、行政側も議員も言えるわけではないんですけども、その医療費の上昇分をいかにとめていくのか、マイナスに転じていくのか、これが生活保健課長の腕の見せどころだと思うんですよ。予防医学的な見解を、大変な作業になると思うんですけども、ワクチンをはじめとして定期検査を受ける。そういう中で、町民自らが全員で、国保に加入している方が、この医療費の大幅なアップをみんなで阻止していくんだと。そういうふうな意思を皆さんが共有できて、健康でいたいと、健康でいればこの問題の税金の上げることもなくなるんだと。

ちょっとまどろっこしい言い方になりますけれども、ぜひ町民に対して啓蒙活動をする文書と、それから、改正された金額は、こういう金額、医療費によって算定されたという簡単な御説明を例年送っている緑の封筒の中に入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 最初の議会の経験ということでしたので、芹澤さんが。ということで特に発言を許しました。というのは、本来ここでやるのは委員長に対する、この前やった審

査の経過と結果についてだけです。行政当局に答弁を求めるということはここではできません。でも、そういうこともあるのかなと、そういうふうに思いましたもので一応発言だけは許しました。

○3番（芹澤廣行君） 以後、気をつけます。

○議長（板谷 信君） はい。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第37号、国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

反対の最大の理由は、町民の多くが、収入は減る一方なのに、これ以上何でもかんでも値上げしないでほしい、生活できないと悲鳴を上げているのに、値上げ以外の方法がないわけでもない状況で、昨年が続いて、また今年も国保税を引き上げるなど、町民の代弁者として到底認められないからです。

昨年の国保税引き上げのときも、私は、ほとんどの市町で行っている一般会計からの法定外繰り入れをして引き上げを回避すべきと主張しました。しかし、行政も議会も、基金が比較的多い状況で国保加入者だけに一般会計を充てるのは、ほかの保険に入っている人に不公平になるとして認めず、値上げをしました。しかし、国保は町民の3分の1が加入しており、社会保険などの人も退職すれば入るもので、値上げを回避するために一般会計を使ってなぜ不公平なのでしょう。一般会計のすべてが本当に町民のために使われているのでしょうか。多くの自治体が一般会計からの法定外繰り入れを行っていますが、一体どのような批判がどこの自治体で起きているのか聞いたこともありません。

その後も、機会あるごとに、所得水準が低い当町では負担増などやるべきではないと、一般会計からの繰り入れで負担増を回避するよう求めてきましたが、今年の3月議会で介護保険料が平均で年1万円近くも引き上げられました。後期高齢者医療保険料も2年ごとの引き上げが当たり前のように行われ、今年度も引き上げられました。6月支給の年金から介護保険料の天引き額が増え、驚きの声がたくさん寄せられています。町の広報に改正のお知らせが載りましたが、一言も値上げなどと書かなかったのはなぜでしょうか。反発が怖くて書けなかったのでしょうか。それとも、値上げの打撃を与えないための配慮とでも言われるのでしょうか。

国保税にも、恒常的に高過ぎて払うのが大変との悲鳴が上がっています。被保険者の所得が減少していることは、課税対象額が1人当たり平均でも年々落ち込んでいることや、滞納額が増え続けていることでも支払いが大変なのは明らかです。基金が1億3,000万円もある

から一般会計からの繰り入れは認められないと言いながら、このまま取り崩せば数年で底がつくと言って、取り崩しを昨年度より2,000万円以上減らして1,280万円に抑える内容です。国保の基金条例を、医療だけでなく後期支援や介護にも使えるよう改正したにもかかわらず、後期支援と介護は、請求が増えているからと、後期支援金の独自の基金500万円のうちの300万円を取り崩すだけで、値上げする方針です。

議長でさえ、基金を数百万円取り崩せば済むのに値上げはどうかと疑問を呈しました。町民の皆さんの深刻な生活状況や町の経済への影響を考えてのことと思います。

今回の引き上げが行われると、資料のモデル試算を見ても、所得100万円の2割軽減の世帯でも、今の13万7,000円から15万円余に1万3,180円も増え、所得の15%に達します。課税所得ゼロの7割軽減世帯でも1,512円増えます。課税所得が100万円ずつ、300万円の3人家族の場合、固定資産税が20万円という我が家に倣って試算をすると、38万3,860円から42万60円に3万6,200円も値上げとなります。1回分の支払いが4万円を超え、一度払えないと2回分で8万円から9万円にもなり、ますます払えなくなり、滞納が増えても仕方がない状況になります。所得の1割を超える国保税は限界だという認識があれば、このような大変なときに値上げなど絶対にできないはずで、何とかして負担増を回避しようとするのが行政や議会の責任ではないでしょうか。

被保険者の多くを占める年金生活者は、減らされる一方の年金に不安が募っています。価格低迷、販売不良で深刻な茶業者や商店、非正規雇用の若い人たちなど、ぎりぎりの生活をしながらも、いろいろなところで町を背負って頑張っておられる人たちの多くが国保の加入者です。行政や議会は、今、このような人たちが元気を出せるよう、できる限りの支援をしなければならぬときに、懸命に頑張っておられる人たちに負担増を強いるような行政でいいのでしょうか。

町長をはじめとして、トップの方たちが口ぐせのように言われる基幹産業のお茶も商店も大変で、何とかして元気の出るまちづくりを目指したいという言葉は本心からの言葉ではなかったのでしょうか。

また、これまでは低所得者への負担軽減などの配慮をしたとの説明がされていましたが、今回はその説明さえもなく、所得がなくてもかかる均等割や平等割の応益割部分も引き上げられます。要するに、限度超過額以上の高額所得者以外は、すべての被保険者が負担増となるものです。国保税と介護保険料で年金の1カ月分がなくなる、医者にも行けないとの声が、町長や行政の方々には聞こえないのでしょうか。

年をとると、ちょっとした我慢で重症化につながるものが心配されます。今、当町では担当課の職員も保健師さんたちも、町民の命や暮らしを守る行政を進めようと、懸命に健診や予防事業などに取り組んでおられます。でも、生活に苦しむ人たちへの負担増を行政のトップや議会が行えば、職員の皆さんの懸命の努力は町民に伝わらないし、いい結果も生まれません。

もともと国保は、国保法第1条にも規定しているように、国がつくった国民皆保険の社会保障制度で、決して互助制度ではありません。憲法第25条の生存権の保障に基づくものです。社会保険などでは事業主が半分を負担していますが、所得の低い人が大半の国保では、医療費の半分以上を代わりに国が負担して、加入者の負担を抑えて始まりました。ところが国は、国保運営が黒字なのを理由に国の負担を38.5%まで減らして、市町村に運営の責任を押しつけてしまいました。国保税の引き上げが繰り返し行われるようになり、その上、いざというときのために、国保税引き上げで余った多額の余剰金を基金に積み立てることも行われました。

私が議員になった20年ほど前の旧中川根町では、榛原郡内で一番多い1人当たりの基金額、一番高い国保税額に多くの町民が悲鳴を上げているという、そのことを当局へ伝え、受けとめてくださった担当課の皆さんの頑張りで国保税の据え置きが続けられ、保健師さんを中心とした保健福祉事業の拡充で国保税も医療費も下がるという、国保税は県下で一番低い町になりました。

しかし国は、町が行う保健福祉事業さえ国保会計で行わせ、国保税が使われるようになりました。これでは町の財政はあるいは助かるかもしれませんが、担当の職員は思い切って町民の保健福祉活動に取り組みなくなるのではないのでしょうか。低所得者も加入する国民皆保険の社会保障であるならば、だれもが払える保険料でなければならないはずで。

それなのに、委員会審査でも明らかになりましたが、収納率は下がり続け、滞納額は増え続けています。長期の滞納者へは正規の保険証を取り上げられ、3カ月ごとに納付を促す短期被保険者証の人も、医者にかかる窓口で10割負担となる資格証明書の人も増えています。委員会で、現在3人に増えた資格証明書の人が一度も医者にかかっていないという報告を受け、胸が締めつけられる思いをしたのは私だけではないと思います。

国は、大都市ほど高い保険料や滞納が増えて深刻なのを解消するために、国保の広域化で住民から見えなくして、高い保険料や強制的な取り立てをやりやすくしようと進めています。もしこれが実施されたら当町の加入者は一体どうなるでしょう。所得が少なく、県下でもほぼ最下位の国保税が飛び上がるほど上がるでしょう。払えない人が増えて、医者にもかかれない人が増えるでしょう。町民を守る立場に立って懸命に努力している小さな自治体にとって、広域化がとてつもない不利なのは、広域化された後期高齢者医療制度を見れば明らかで、賛成すべきでないことは明らかです。

また、国へ、国保の運営の責任を果たすよう、削った国負担をもとに戻すよう声を上げるのも町長や議会の役目です。このような大変なときに、値上げを避ける方法がありながら、それに耳をかさず、被保険者や町民に負担増を強いる当条例改正案には、絶対に到底賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。



それでは、議案第37号について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正につきましては、後期高齢者支援課税分に係る部分と介護交付金課税分に係る部分の税率改正となります。医療費分においては、医療費分基礎課税分においては、医療費給付金とか被保険者の減少、所得など落ち込みから保険税調定額が年々減っていますけれども、23年度比較で2,855万3,000円ほど財源不足しますけれども、繰越金で2,536万ほど上がって増額になっています。

そこで、今回の1人当たりの保険税調定額が改善される傾向にありますので、今回据え置く、また、不足の分は基金で対応するというような形になっています。

次に、後期高齢者支援金分につきましてはですけれども、後期高齢者医療や前期高齢者に係る負担増、そういったものが対象、団塊の世代が増える、当然増えますけれども、これも一部負担をしていただきますけれども、基金、支援分の基金506万のうちの300万を使って、負担増をなるべく抑えた形で改正をやっております。

介護保険分につきましては、後期高齢者支援分同様に介護保険による介護給付費の増加等ありますので、今回、税率改正をやるようになっております。

23年度、後期高齢、介護部分を引き上げております。またそれをもとに戻すということではなくて、以前、全協でお示しされ、行政の方から示されましたけれども、シミュレーションで20年度を1として、なるべく急激な変動がないような、そういった形に持っていくということで、今回、下げたものをもとに戻すとか、そういったあれじゃなくて、そういったシミュレーションをもとにやっていくことじゃないかと思っています。

また、基金、先ほど1億3,000万円ほどあるということお話がありましたけれども、これも、毎年使っていけば3年、4年で終わっていくような形になっております。

それから、他町の一般会計の繰り入れにつきましては、最後に委員会のときにも話がありましたように、これを完全に否定するわけでもなく、順番として、基金からの繰り入れをしておいて、それが少なくなった場合、これを今後の検討としてやっていくということでもありますので、その辺のところも検討していく課題としてあるじゃないかと思えます。

また、一般会計の繰り入れをしている他町ですけれども、ほとんど基金がない町が実際のところほとんどのあれだと思います。うちの基金条例にあります3%とかそういったものがありますけれども、それ以下のゼロというところもかなりありますので、それはいたし方なく一般会計を繰り入れをしているということだと思います。

それから、ほかの方、国保以外の方からの、一般会計から繰り入れした場合影響がありますけれども、例えば社保、ちょっとこの前お話ししたんですけれども、社保の方の支援金分、それは約40%ぐらいに上がっているじゃないかと、そういった方からも、国保に支援をやるというのはどういうことかなという感じもしますので、その辺のところも考えながらやっていきたいと思えます。

それから、大変厳しい状況にあると言われましたけれども、全国平均で国保の料は9.9%。

この前の税務課の資料で川根本町の課税所得、平均所得は約250万ということがありますがけれども、それからいきますと、極端な高い、先ほど言われました、大分今まで据え置きしておりましたものですから、県下でも低い金額であると思っています。

また、限度額があることによって低所得者の負担増になっていることは否めないことです。確かに、今までこの3年ぐらい限度額も据え置き。それも上げることさえもちょっとはばかれるようなことがありましたものですから、限度額を据え置いておきますけれども、それは、去年23年度上げましたけれども、それは中間層の負担を和らげるために上げたことであって、これが、限度額なければ、先ほど言ったように低所得者層、そういったものの負担増が減るというのは考えられますけれども、これは国保保険法に載っていることですので勝手に変えることはできませんので、これからの皆様の意見とかそういったもの、また、先ほど言った国の負担率ですね。50%から38.5%に減らされておりますけれども、これも議会とかそういったところの意見書とか、そういったもので対応していくのも一つの手かと思っておりますので、その辺のところは先ほど反対された鈴木さんにも考えていただきたい。そういったように思っています。

以上のことで、この37号につきましては賛成をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員会の委員と、行政側では副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、生活健康課長、その他の議員は大会議室の方へ移動をお願いします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 4時33分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。このほか発議1件が提出されています。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第3として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第2号の追加1のとおり追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第41号 平成24年度川根本町一般会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 追加日程第1、議案第41号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、議案第41号の説明に入る前に、先ほどの芹澤議員の一般質問に対しまして、3月定例会の一般質問というようなことを答弁させていただきましたが、これは臨時議会の誤りでありましたので、訂正させていただきます。

それでは、議案第41号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,994万3,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計の本算定によるものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は94万円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う繰出金を調整させていただくものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は11万8,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を減額するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は58万6,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の減額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は7万5,000円の増額です。これは国民健康保険事業特別会計の平成23年度の精算に伴う繰入金を追加するものです。

6ページをごらんください。

第2項基金繰入金は31万1,000円の減額です。財源調整として財政調整基金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第3号についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第3号については、原案のとおり可決されました。



◎追加日程第2 議案第42号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 追加日程第2、議案第42号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第42号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,690万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,960万円としたいというものであります。

保険税の本算定に当たり、過去の給付実績と今年度の執行状況及び平成26年度までの見通しによる税の算定、前年度の国民健康保険事業の実績に基づく精算による補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保11ページ、12ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は86万3,000円の増額です。これは本算定に係る療養給付費の増額です。一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費は増額、一般被保険者療養費及び退職被保険者等療養費は減額となっており、過去3年間の各月の保険給付費の平均額の合計を必要額として算出しております。

12ページ、13ページをごらんください。

第2項高額療養費は156万1,000円の増額です。本算定に係る高額療養費の増額です。一般被保険者高額療養費は増額、退職被保険者等高額療養費は減額、一般被保険者高額介護合算医療費は財源更正となっており、過去3年間の各月の保険給付費の平均額の合計を必要額として算出しております。

13ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は71万3,000円の増額です。これは24年度確定による支援金の増額と事務費の減額です。

14ページをごらんください。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は12万円の減額です。これは24年度確定による医療費及び事務拠出金の補正です。

14ページ、15ページをごらんください。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は2,000円の減額です。これは24年度の拠出金が決定したことにより、老人保健事務費拠出金を減額するものです。

15ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護給付金は156万3,000円の増額です。これも24年度納付金が確定したことによる増額です。

15ページ、16ページをごらんください。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は1,224万7,000円の増額です。これは23年度療養給付費交付金の実績見込みにより返還金を補正するものです。最終的に返還金が確定したところで補正により調整させていただく予定であります。

16ページをごらんください。

第2項拠出金は7万5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページ、6ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は4,370万3,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより、一般被保険者については医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者については医療給付費分現年課税分の減額、後期高齢者支援金分現年分の増額、介護納付金分現年課税分を減額するものです。

6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,666万2,000円の減額です。これは本年度の確定により現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は155万3,000円の増額です。財政調整交付金は一般分、支援分及び介護保険分の増額による普通調整交付金の補正です。

7ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は108万3,000円の増額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金の増額、後期高齢者支援金交付金及び退職者医療に係る前期高齢者交付金の減額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は2,959万2,000円の増額です。これは交付金確定による増額です。

第6款県支出金、第2項県交付金は481万3,000円の増額です。これは交付金確定による増額です。

8ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は94万円の減額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分及び保険者支援分の減額によるものです。

第2項基金繰入金は1,579万8,000円の増額です。これは被保険者の急激な負担増を防ぐためと、後期高齢者支援金への充当、療養給付費負担金返還金への繰り入れのため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものであります。

8 ページ、9 ページをごらんください。

第10款繰越金、第1項繰越金は2,536万6,000円の増額です。これは退職被保険者等療養給付費交付金について、平成22年度の実績確定に伴い返還が生じるための増額補正と、平成23年度の決算見込みによる繰越金の増額が主なものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど、税率改正のときに反対討論の中で述べたんですけれども、保健事業を国保の財源を使ってやるようになりました。ここ数年ですね。それまでは町の一般会計で福祉事業として取り組んでいたことが、国保でやると国や県からも入ってくるということで、人間ドックなども全部国保でやることになったんですけれども、特定健診とか。

今回の補正予算には出ていないんですけれども、全然変更がなかったみたいなんですけれども、私は、一般財源をどれくらい使っているのかということで、ゆうべちょっと計算してきましたけれども、担当の方では、一般財源をどれくらい使っていて、それがどういう基準に基づいて一般財源を使っているのかという説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（板谷 信君） わかりますか。数字的な部分であるということと、それから、通告の時間がなかったもので、もし、ちょっと調べるなら調べる。

それでは、ちょっと休憩します。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時54分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） それでは、御質問にお答えいたします。

保健事業費でありますけれども、当初予算、今回補正はありませんけれども、当初予算で1,443万4,000円、これについては、1項のところ特定健康診査等事業費、これが852万8,000円。それから、2項の保健事業費が590万6,000円というふうになっておるわけですが、財源内訳といたしましては、まず、特定健診の方が、事業内容ですけれども、特定健診に対するものということになりますけれども、主なる支出は特定健診の委託料ということになります。

保健事業費については、保健事業活動費の中で人間ドック、それからレセプト点検、賃金ですね。それから、医療費通知等作成ということであるわけですが、その財源につい

では、まず、特定健診については、特定健診委託料について、当初予算で739万5,000円に対して3分の1ずつの国と県のこちらの補助があるわけです。国県支出金があるわけですが、これから残った額が基本的には一般財源ということになってくるんですけれども、このほかの2項、1項を含めた中の保健事業費の中に財政安定化支援の繰入金という、これを充当していくわけでありますが、2項の方について590万5,000円の繰り入れを充当させていただくと。その残額というのですか、それに対して、特定健診の診査等事業費のところへ439万8,000円を充当させていただいたと。残りとして、結果的に71万8,000円が一般財源充当というようなことになったわけでありますが、いわゆる2項の保健事業費を優先して充当していったということにはなりませんけれども、御質問の中に、一般財源の充当という中において保健施設費、これは国保事業においても一般事業等の中においても、非常に健康増進というのですか、健康保持のために必要な事業ということもありますので、今後の中には、今、御質問のように一般財源を繰り入れ等の対応というようなことも検討していきたいということがあります。

○議長（板谷 信君） はい、いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） 保健事業費は。

○議長（板谷 信君） それではちょっと。時間がもう5時に近づいてきましたもので。

---

◇

### ◎会議時間の延長

○議長（板谷 信君） あらかじめ時間を延長しますので御了承ください。

---

◇

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 保健事業費というのですか、こちらについては一般財源は当初予算のところで財源の中にはなくて、いわゆるその他財源、先ほど言いましたように財政安定化支援繰入金を充当させていただいているということです。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 国保特別会計補正予算に反対の立場で簡単に討論を行います。



もう聞かなくてもわかっていると思いますけれども、先ほど、値上げをする条例改正を行ったわけですが、それに基づいて本算定がされて、本算定に基づく補正予算ということで、一般会計の方は余り引き上げ、条例改正、税率改正の影響が余り大きくない。本算定によるという説明はありましたけれども、税率改正で出てきた額では直接影響してはいないのではないかと、思って反対はしませんでした。厳密に言えば影響しているんでしょうけれども。

でも、国保会計においては、もろに条例、本算定による条例改正、その内容が引き上げだということに基づいた補正予算ですので、これはもう反対をしないわけにはいかないと。補正予算の中身で、一生懸命短い時間に数字、金額のところでは何か言えないかなと思って探したんですけども、保険税も当初で多目に見込んでいたために4,242万1,000円減額になっているということで、補正そのものでは、値上げでこんなに増えたじゃないかというふうには言えないところがあります。

でも、やはり今の時期、町民の皆さん、国保に入っている皆さんは本当に収入の面で大変な方が多いということは先ほど述べたとおりですので、負担増になる改正に基づく補正予算ということで、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

賛成の立場から、国民健康保険特別会計補正予算について討論いたします。

この補正予算は、先ほど決めていただきましたけれども、税率改正に伴う部分と、それから、23年度返還金、療養給付費の確定、それから、本算定による高額療養費の補正とか23年度の精算、その他もろもろの関係で出た補正予算でございますので、この補正予算については賛成をいたしたいと思います。皆様の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第42号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◇

**◎追加日程第3 発議第6号 川根本町議会基本条例検討特別委員会設置に関する決議について**

○議長（板谷 信君） 追加日程第3、発議第6号、川根本町議会基本条例検討特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

お諮りします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第6号、川根本町議会基本条例検討特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

発議第6号、川根本町議会基本条例検討特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、川根本町議会基本条例検討特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました川根本町議会基本条例検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、中田隆幸君、鈴木多津枝君、久野孝史君、森照信君、高畑雅一君、中澤莊也君、長塚誠君の7名を指名したいと思えます。なお、議長をオブザーバーとします。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会基本条例検討特別委員会の委員は、中田隆幸君、鈴木多津枝君、久野孝史君、森照信君、高畑雅一君、中澤莊也君、長塚誠君の7名を選任し、議長をオブザーバーとすることに決定しました。

---

◇

◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成24年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時06分